

令和4年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年3月14日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 3号 中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 7号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第12 議案第 9号 第8期中頓別町総合計画を定めることについて
- 第13 議案第 2号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第10号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算
- 第15 議案第11号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第16 議案第12号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第17 議案第13号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第18 議案第14号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第19 議案第15号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算

○出席議員（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 高橋 憲一 君 | 2番 長谷川 克弘 君 |
| 3番 西浦 岩雄 君 | 4番 宮崎 泰宗 君 |
| 5番 東海林 繁幸 君 | 6番 星川 三喜男 君 |
| 7番 細谷 久雄 君 | 8番 村山 義明 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林生吉	君
副町	長	遠藤義一	君
教	育	相座	豊君
総務課	長	小林嘉仁	君
総務課	参事	笹原	等君
総務課	参事	野田繁実	君
総務課	主幹	市本功一	君
総務課	主幹	石川章人	君
総務課	主幹	矢部智彦	君
産業課	長	平中敏志	君
産業課	参事	永田	剛君
産業課	参事	西川明文	君
産業課	主幹	北村哲也	君
建設課	長	土屋順一	君
建設課	参事	長尾	享君
建設課	主幹	北村正樹	君
建設課	主幹	後藤晃昭	君
保健福祉課	長	相馬正志	君
保健福祉課	参事	山田美緒子	君
教育次	長	工藤正勝	君
教育委員会	主幹	小林美幸	君
国保病院	事務長	西村智広	君
会計	管理者	庵	日鶴君
認定こども園	園長	大島	朗君
自動車	学校長	山田和志	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	今野真二	君
議会事務局	書記	田辺めぐみ	君

◎議長の挨拶

○議長（村山義明君） 議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用の折、令和4年第1回中頓別町議会定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染が全国的に高止まりとなり、北海道においてもまん延防止等重点措置が3月21日まで延期されています。今定例会においてもマスクの着用、手指の消毒など、感染対策を万全にしたいと思いますので、感染対策にご協力をよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和4年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、4番、宮崎さん、5番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員会委員長の報告を求めます。
長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議会運営委員会委員長報告をいたします。

令和4年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、2月22日、2月25日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日3月14日から3月17日までの4日間とする。会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し、閉会する。

2、一般質問について、通告期限内に通告したのは6議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3、提案された議案の取扱いについて、議案第16号から第23号の令和4年度中頓別町各会計予算は議長発議により全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査する。

4、説明員の出席について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置期間であり、議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

5、テレビ中継について、3月15日午前10時00分から一般質問終了及び予算審査特別委員会の開始から終了まで役場町民ホールと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日3月14日から3月17日までの4日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月14日から3月17日までの4日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告は、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） 皆さん、おはようございます。いきいきふるさと常任委員会所管事務調査の報告をさせていただきます。お手元の報告書を御覧ください。

令和4年3月2日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、中頓別町総合計画について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和4年2月10日。

4、場所、議場。

5、調査の結果、本委員会は、12月15日、令和3年第4回定例会で議決された継続

調査として中頓別町総合計画の調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、第8期中頓別町総合計画は電子媒体による動画も閲覧できるようになっているので、高齢者など電子機器に慣れていない住民に対しても総合計画が十分に理解され、伝わるような工夫を望むものである。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。令和4年度の第1回定例会招集をさせていただきましたところ、全議員のご出席を賜りましたことについて心からお礼を申し上げたいと思います。令和3年度の補正や新年度予算等提案をさせていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

私のほうから2点の行政報告をさせていただきたいと思います。まず1点目は、路線バス「天北宗谷岬線」の今後についてであります。路線バス「天北宗谷岬線」の運営・確保に関しては、沿線自治体による協議会での調整のもと、宗谷バス株式会社の運行により路線バスが維持されてきたところではありますが、昨年5月に開催された協議会の総会において現行路線バスの継続運行も含め、区間を区切った交通ニーズに応じた新たな交通体系の構築に向け協議していくことが確認され、この間協議を進めてきたところでもあります。

その結果として、稚内市から浜頓別町までの区間においては現行の路線バスが継続運行することとなりましたが、中頓別町を含む浜頓別町から音威子府村までの区間に関しては、令和5年10月から予約対応となるデマンド運行と浜頓別高校の通学便として新たな運行主体のもとで運行していくことが先月10日に開催された臨時総会で確認されたところがあります。今後新たな交通体系への移行に向けまして、関係機関との調整や運行に必要な車両や車庫等の整備を進め、令和5年10月からの運行開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症については、本年2月11日に町内で4例目となる陽性者1名が確認されてから2月20日までの間で11名の感染者が公表されたところでもあります。そのうち1名が介護福祉センターに勤務する町の職員であり、町民の皆様には大変ご心配をお掛けいたしました。感染者はもとより、感染者と接触した感染の可能性のある職員も十分な期間自宅待機の措置をとり、また建物の徹底した消毒を行い、感染拡大に至らないよう細心の注意を払ってきました。2月14日から16日までの間は、介護福祉センターと保健センターを閉館、17日から18日は業務を縮小しての開館としました。その間、役場に保健福祉課業務に

関する臨時窓口の開設と併せて電話相談の受付を行ってきました。また、予定されていた事業は新型コロナワクチン接種を除いて中止又は延期の措置を講じております。

12日及び13日の新型コロナワクチンの集団接種については、感染状況を考えて1日でも早く町民の接種を完了させることが必要と判断し、担当する職員を交代し、万全な対策を講じて実施してきました。防災無線で町民に周知したほか、不安等に速やかに対応できるよう24時間体制で電話相談にもあたりました。感染者のうち小学生3名が確認されたことにより、小学校及び中学校については臨時休校の措置を講じました。町内での感染拡大防止に向けた対応としては、17日から25日の間、町内の公共施設の休館及び休業等の措置をとりました。感染者や濃厚接触者には、自宅待機支援事業で自宅に衛生用品や食料品など必要な物品を届けています。

新型コロナワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が3回目の追加接種を受けられるよう1月から2月を重点に個別と集団の接種体制を確保してきました。3回目の追加接種は、原則2回目接種の終了後8か月以上経過した18歳以上の方が対象となっていますが、前倒し接種が可能となりましたので、6か月以上経過した方も対象に加え接種を行ってきました。2月末時点で対象者の85%の方が3回目接種を終えています。5歳から11歳の子どものワクチン接種は3月から開始いたしました。ワクチン接種がまだお済でない方で接種を希望される方が確実にワクチン接種ができるよう、今後も個別接種ができる体制を維持していきます。併せて新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減していくよう、引き続き感染症対策に取り組んでいきたいと思っております。

本町は、「コロナ差別0（ゼロ）の町」を掲げているところであります。人権の配慮と差別や偏見を持つことなく、一人ひとりが思いやりを持った行動をとっていただきますように改めて町民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村山義明君） 引き続き教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 私のほうから教育行政報告をさせていただきます。

町内の学校において発生した新型コロナウイルス感染症についてご報告いたします。2月16日、小学校と国保病院より児童が新型コロナ感染症陽性の疑いがあると連絡を受け、学校医である国保病院長と協議の上、その日のうちに2学年を学級閉鎖しました。夕方陽性が確認されたことから、中頓別小学校は土日を含め4日間の休校措置、中学校は町内の家族や職場の人間関係を考慮し、念のため小学校と同様に休校措置を取りました。教育委員会では、すぐに小学校の全児童・教職員に対し抗原検査キットを配布し、その日のうちに全員陰性を確認しました。また、小学校と中学校の全児童生徒と全教職員に抗原検査キットを併せて配布し、登校前日に全員の陰性確認をした上で学校を再開することにしまし

た。

休校措置をとるにあたり、児童・生徒全員にタブレットを配布し、オンラインでの授業継続を行いました。その後3日後、新たに小学生1名の陽性が確認され、国保病院長と相談の上、小学校は休校を1日伸ばし5日間、中学校はその後の感染が確認されていないことから当初の予定通り4日間の休校としました。

小学校については、休校期間中に専門業者による2日間の除染作業を実施した上で学校を再開しました。なお、放課後子どもプランは新型コロナ感染症による学校休校のときは子どもの受け入れ休止。認定こども園は、医療・福祉関係など保育が必要な保護者もいることから、休園ではなく登園自粛をお願いしました。また、町内公共施設については振興公社への協力依頼を行い、寿スキー場を含めた全施設を2月25日まで全面閉鎖しました。

感染された町民の皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、町民の皆様のご理解とご協力で感染が拡散せずに収束できたことに感謝申し上げます、教育行政報告といたします。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎議案第3号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第3号 中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第3号 中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第3号 中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の5ページをお開き願ひます。議案第3号 中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の18ページをお開き願ひます。改正の要旨、現行第6条の条例番号が未記載のため、追記するものでございます。

また、別記様式において押印を省略した様式に変更するものです。国は新型コロナウイルス感染拡大の防止、働き方改革におけるテレワーク等を想定し、デジタル時代を見据え

たデジタルガバメントの実現に向け、行政手続のオンライン化を目指すとき障害となる3つの原則、書面主義、押印原則、対面主義について見直しを進めてございます。その中で昨年度は地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日）が示され、それに準じ、関係する条例を改正するものです。

なお、その他の規則等に規定されています押印につきましても、その必要性を審査し、省略可能な規定は順次省略を行うこととしており、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けて進めてまいります。

続きまして、新旧対照表にて改正の内容をご説明申し上げます。議案17ページをお開き願います。第6条中「医師及び医療・福祉技術者等の養成に関する条例」の後ろに「（昭和57年条例第5号）」を付け加える改正でございます。

また、議案7ページから16ページまでの別記様式につきましては、内容を変更せず、押印を省略させた様式に変更を行ってございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 中頓別町奨学金等償還支援条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同じく小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の19ページをお開き願います。議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の22ページをお開き願います。改正の要旨、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部を改正する政令が令和3年4月1日より施行されたことに基づき、条例を改正するものです。改正前の第2項に規定される会計年度任用職員に関する取扱いは、第1項の職員と同じ取扱いといたしますので、削除いたします。

昨年度、地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日）が示され、それに準じ、関係する条例を改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表にて改正の内容をご説明申し上げます。議案の21ページをお開き願います。第2条、職員のサービスの宣誓中、宣誓書への署名は上級の公務員の面前にて署名をすることとしておりましたが、単に任命権者に宣誓書を提出するだけの規定といたしました。また、第2項の会計年度任用職員の規定を削除し、職員と同様の取扱いをするものでございます。

議案20ページを御覧ください。中段に別記様式の宣誓書の内容を記載してございますが、記載内容に変更はなく、氏名の後ろに押印を行う旨を記した印を削除したものに改めるものです。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第5号 職員給与条例の一部を改正する条例の制

定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第5号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、同じく小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第5号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の23ページをお開き願います。議案第5号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の26ページをお開き願います。改正の要旨、令和3年8月10日に勧告された人事院勧告を受けて、給与改正等のための関係条例の改正をするものでございます。例年であれば、政府は人事院勧告を受けて一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）等の一部を改正する法律案を11月に国会に提出し、期末手当の支給基準日である12月1日より前に改正施行いたしますが、令和3年度の給与法改正案につきましては例年よりちょっと遅い状況でございました。令和4年2月1日に閣議決定されたため、本来ならば12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けて、期末手当の引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整するものでございます。

それでは、法律案の概要をご説明申し上げます。民間の支給割合との均衡を図るため、年間4.45か月分であった手当を4.30か月分の0.15か月分を引き下げる改正でございませぬ。この引下げは、期末手当の削減であり、勤勉手当の引上げや引下げはございません。6月期及び12月期とも現在は同じ支給割合であり、期末手当は令和4年度から1.2か月分の支給割合となります。ただし、前年度の遡及分である0.15か月分を6月期の手当から引き去ることとなり、通常の継続職員に関しましては6月期は合計でございませぬけれども、2か月分、12月期から2.15か月分となります。前年度の遡及調整額は勤務状態等により変わりますので、12月期の支給額に割合を掛けて調整額とするものでございませぬ。なお、再任用職員も同様に0.1か月分が引下げとなります。

実施時期は、法律の公布日以降となります。

続きまして、新旧対照表にて改正の内容をご説明申し上げます。議案25ページをお開き願います。第16条、期末手当の第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものです。

議案24ページを御覧願います。附則の第1条は施行期日であり、この条例は、公布の

日から施行する。

附則第2条では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しており、第1項第1号の再任用職員以外の職員は遡及分として令和3年12月支給の期末手当額から127.5分の15を減額、同様に第2号の再任用職員は72.5分の10を減額する規定でございます。

附則第3条の規定は、本条例第16条を準用してございます会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部であり、会計年度任用職員は単年度任期の職員であり、期末手当の支給割合は同額といたしますが、附則第2条の調整額は適用させないものとし、附則に適用除外の規定を追加するものでございます。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第6号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第6号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第6号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の27ページをお開き願います。議案第6号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の30ページをお開き願います。改正の要旨、令和3年8月10日に勧告された人事院勧告を受けて、職員給与条例を改正するに当たり議会の議員の期末手当の率も改正するものでございます。

下段の法律案の概要につきましては、議案第5号でご説明申し上げました職員給与条例と同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、新旧対照表にて改正の内容をご説明申し上げます。議案29ページをお開き願います。第5条、期末手当の第2項各号中「100分の127.5」を「100分の120」に改めるものでございます。

議案28ページを御覧願います。附則の第1条は施行期日であり、この条例は、公布の日から施行する。

附則第2条では、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しており、遡及分といたしまして令和3年12月支給の期末手当額から127.5分の15を減額する規定でございます。

なお、大変申し訳ございませんが、附則第2条中段、議員が受けるべき議員報酬月額としているものは、令和3年12月に支給された期末手当の額ということで修正する正誤表を提出してございます。大変申し訳ございません。おわび申し上げます。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第7号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第7号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例の制定について、相馬保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） よろしくお願ひいたします。それでは、中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例の制定について説明をいたします。

31ページをお開き願ひます。議案第7号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。
令和4年3月14日提出、中頓別町長。

33ページをお開き願ひます。改正の要旨を説明をいたします。特別な配慮が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な指導、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービス事業所の設置を計画していました。しかし、対象は小学校以上の学齢期の障がい児となっており、ここ二、三年は就学前の子供の発達への困り感が増えていること、また障がい児とは判定されていないグレーゾーンの子供が多いことから支援の対象とならず、現状に合わない状況にあります。

現在、就学前の子供を対象に療育の必要性だけにかかわらず、こども園と保健福祉課や学校、児童相談所、小児科専門医と連携を図りながら、個々の発達課題に対して指導や交流を図る体制がつくられてきております。今後、就学前から学童期の子供たちの新たなニーズに応えるためにも、これまでの体制を継続することで適切な支援ができるため改正するものでありますが、対象年齢などによって必要な支援が受けられないということがないように年齢などに関係なく、全ての子供たちが個々に応じた必要な支援が受けられる体制を図っていきます。

32ページをお開き願ひます。議案を読み上げて説明といたします。中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例。

中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例（令和元年12月10日条例第26号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 本条例について否定するものではないことをまず前提として申し上げます。ただ、町長に伺います。現法令上の制度では対象者がいない、だから廃止します、これは分かるのですが、では対象者が出たときにこれまた復活するのですか、基本

的な考え方。

それと、改正の要旨でも認めているわけだけれども、制度上は該当しないけれども、グレーゾーンの子供たちが多いと言っているのです。それに対して、個々の発達、課題に対して指導や交流を図る体制がつくられています、どんな体制がつくられているのですか。私は、現実には支援や助成が必要なときには、この対象にならないから廃止するのはいいけれども、そういったグレーゾーンにある子供たちを支援する制度そのものを何となく体制がつくられていますなんていう言い方ではなくて、きちっとこれに関する予算が必要であれば当然条例化も必要かなと思うのです。廃止するものは廃止としても、救うべく受皿をつくる、その辺を明確に答えていただきたいと思うのです。

以上。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 設置した条例を実質的には事業所を設置することなく廃止するに至ったということについては、当初の計画性を含めて遺憾に思っておりまして、大変申し訳ないという思いであります。問題は実際に放課後、あるいは学齢期前の発達に課題のある時期の子供たちに対して、町独自に町としてどこまでしっかり責任を持って支援をしていけるのかということになるというふうに思います。改めてどういう在り方がいいのかということを経本的に整理をした上で、今後の在り方ということをしかりお示しいかなければならないというふうに思います。

ただ、これまでも放課後等のデイサービスの必要な児童に対してはしっかり専任の体制を取って対応をしております。改めて福祉の事業所としての設置はなくても、そこで担うべき機能、支援、こういうものを町として適切にサービスできるように取り組むという考え方を基本にしたいというふうに思っています。そのためにここにもう関係機関の連携ということを申し上げておりますけれども、一人一人の子供に対しての指導等が適切に行えるように、そのための人員を配置していくという考え方でいたいというふうに思っております。

現行では、特にこども園の中では今いるスタッフの中で集団の指導、個別の指導ということに取り組める範囲で取り組んでいながら、枝幸町にある通園センターも活用ということは必要になるかもしれませんけれども、いずれにしましてもそれらの支援が必要な子供に支援が届かない状況にならないというように適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長としての答弁はその程度かなと思うのだけれども、現実的に対応するのは保健福祉課長が答弁していたけれども、これはこども園にも関わることで、こども園の指導体制、人員体制を整わせる必要もあるわけで、そうすると当然予算化も必要になるわけですね。私が言いたかったのは、やめるのは簡単です。これ対象がないからやめる。だけれども、一方で対象となるようなグレーゾーンにいる子たちも多いと言っ

ているのです。だとしたら、その受皿も廃止と同時に出さなければならないでしょう、町長。それが子育て支援だとか、住民福祉を大事にする町政として当然の計らいだと思うのです。だから、やめるものはやめる、これから考えますでは駄目なのだよ、本当は。やめるものはやめたら、その受皿になるようなものを同時に出してこなければ駄目でしょう。そこまでやっぱり整えて提案してほしかったなと思うのですが。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 私の答弁での誤解があったかもしれませんが、現状の中で子供のデイサービスが必要な子供に対する支援、それから学齢期前の発達支援に関して必要な体制を構築してやっているということです。現状です。そのことをやれていないということではなくて、今の仕組みの中でデイサービスや、あるいは発達支援に関わる支援というようなことについて取り組んでいるというふうにご認識をいただければというふうに思います。まだ足りないところがあるかもしれませんが、それらも付加しながら体制を構築していくというふうにご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 最後の質問とさせていただきます。町長の考え方は分かりました。ただ、もう少しやっぱり具体的に本来は必要であって、例えばそういったグレーゾーンの子供たちを預かるときの利用料の問題だとかいろいろ出てくるわけです、経済。だから、その辺はなるべく早く詰めて、受皿として間違いのないものにしていただけるような努力をこれから、これは教育委員会も含めていろいろこども園の運営については関係者の皆さんの協議が必要だと思いますので、決して目こぼしになるような子供たちが出ないような配慮をお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今利用料のお話がありましたけれども、町としてはこれらのサービスについて利用料を取って新たにしようというふうな考え方は持っておりません。東海林議員おっしゃるように、やっぱり一人一人子供は大切だというふうに思いますので、そのために必要な支援を適切に行っていくということをしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

議案の34ページをお開き願います。議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、上頓別・岩手・小頓別・秋田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

36ページをお開き願います。変更の要旨でございますが、本計画に登載しております秋田原野線交付金事業につきまして、平成30年度から令和4年度までの計画期間における事業費及び辺地対策事業債の予定額が計画しておりました額を上回る見込みとなりましたことから、本計画の変更を行うものでございます。

それでは、35ページを御覧願います。変更部分についてのみご説明させていただきます。

3、公共的施設の整備計画において、道路、秋田原野線交付金事業の事業費を2億4,000万円から2億7,871万6,000円に、財源内訳、特定財源1億6,236万円から1億8,013万8,000円に、一般財源7,764万円から9,857万8,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を7,760万円から9,840万円に変更するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号を採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。議場の時計で11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時30分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第9号

○議長(村山義明君) 日程第12、議案第9号 第8期中頓別町総合計画を定める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第9号 第8期中頓別町総合計画を定めることについて、野田総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 野田総務課参事。

○総務課参事(野田繁実君) よろしくお願いたします。議案第9号 第8期中頓別町総合計画を定めることについてご説明申し上げます。

議案37ページを開きください。議案第9号 第8期中頓別町総合計画を定めることについて。

第8期中頓別町総合計画を別紙のとおり策定したいので、中頓別町自治基本条例第18条第1項に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

策定の要旨をご説明いたします。議案38ページをお開き願います。中頓別町自治基本条例にのっとり、誰もが住んでよかった、いつまでも住み続けることのできるまちづくり

のため、第8期中頓別町総合計画は、さらに町政を総合的かつ計画的に推進するとともに、温かな、安心して、充実した暮らしのある、豊かさと楽しさを生み出す町になることを実現するために定めるものでございます。

それでは、別紙計画書についてご説明いたします。これまでいきいきふるさと常任委員会におきまして、作業の経過や策定の内容につきましてご説明させていただきましたが、改めて内容について説明させていただきます。

1 ページ目をお開き願います。計画策定の趣旨では、これまで経験してきた少子高齢化や人口減少の進展に対応しながら急速に変化する未来に向け、これまで以上に町民と行政が協働し、楽しい、新しい時代の変化や課題に柔軟に対応することで将来にわたって持続可能なまちづくりを進めることが求められているため、町政を総合的かつ計画的なまちづくりの推進を図るために令和4年度から10年間のまちづくりの方針となる第8期総合計画を策定するということを明記しているところでございます。

5 ページ目をお開き願います。ここのページから9ページにかけて、計画策定に至る経過としまして記載しているところでございます。令和元年度から3年間で町民ヒアリングの機会と、10ページ目からは令和2年度にご協力をいただいた町民アンケート、小中学生アンケート、さらに幸福度アンケートによりましてそれぞれの機会から頂戴した意見のまとめを掲載しています。

これらを参考に、13ページ目に記載しております地域で暮らし続けるための4つの課題というものを整理して、そこから将来像をまとめた内容となります。

16 ページ目をお開き願います。この10年間のまちづくりとなりますキャッチフレーズは「小さな中頓別のしあわせをデザインする」で、高齢者人口が近いうちに減少する方向に転じ、人口減少がさらに進む時代となります。ますます小さな町になってしまうことは避けられません。それでも町民一人一人の参加と協働により、温かな、安心して、充実した暮らしのある、豊かさと楽しさを生み出す町になることを思いとして込めたキャッチフレーズとなります。

この計画の構成に際しまして、17ページ目に令和元年度から3年間の策定を、時間を要してたくさんの町民の皆様にご協力いただき策定した計画に町民アイデアとなります7つのアクションが生まれ、これを実現することや、19ページ目には重点プロジェクトとして行政の縦割りから横の連携を整えて重点化した取組の推進について示しておりまして、総合計画策定のための諮問機関であります総合開発委員会から進行管理や事業評価はさらにしっかり行うとともに、調査研究や町内外の意見聴取を積極的に努めるようにというご助言をいただきました。

次に、20ページ目となります。ここでは計画の全体構成、体系が一目で分かるようにA3版の折り込み式となりますが、まとめているところでございます。この記載内容については、これまでの常任委員会でもご説明したとおりの内容となっているところでございます。

今回第8期総合計画本編としては、ウェブサイトを作成し、スマートフォン等で詳細を閲覧できる、していただく仕組みを導入し、小学生高学年からでもなじみやすく、手軽に計画を見てもらえ、ゲーム感覚で中頓別町で生まれ、年々を重ねながらどんな暮らしがしていけるか、また町外で暮らす家族との生活も選択肢になりますというような操作ができる方々の人生のロードマップというものを見られる、デザインできる仕組みとしています。そのウェブの画面については、デザイン、39ページ目からはなりますけれども、それより先にウェブで閲覧できる内容となります施策等について若干触れていきたいと思

います。
21ページ目からになります。このページから29ページまではウェブでも閲覧ができる内容と同じ内容となりまして、第7期計画にて取組の成果と課題の洗い出しについて行い、年代別に経験する人生のロードマップ、人生の分かれ道として分岐点ごとに整理しており、ここに連動する解決の取組となる第8期計画に掲げている施策目標を表示しているところがございます。

30ページ目をお開きいただきたいと思

います。このページから38ページ目にかけて施策目標を体系別に取り組み、内容を説明しております、さらにSDGsに掲げる17つの目標が第8期計画の推進により達成できるであろうという取組を関連させています。施策により複数のSDGsのゴールを掲げています。達成度の可能性があるものを大きいマークにしております。この施策達成のために取組をしていくための事務事業ということ

で主なものをいくつかピックアップして掲載しているというところがございます。
それでは、39ページ目からウェブの体系について若干ご説明を申し上げますが、2月10日のいきいきふるさと常任委員会におきまして説明しているところと何ら記載ぶりは変わりはありませんが、若干デザイン等の再考をしたところでありまして、その点についてご説明申し上げます。

39ページ上段、4つの絵が記載されておりますが、左側がウェブのトップページというところになります。そこからその下にかけて次のページで右側の段に移って2ページ目、3ページ目というような展開というところになります。その中で、まずトップページとなる左上の絵につきまして、もともと人生の選択のその背景にいろいろな柄をつけておりましたが、見にくさがちょっとありましたというところから、すっきり感を出すのに精査をしているというところがございます。
さらに、ストーリーとなります3ページ目となるそのページの右上、上段になります。そこにはストーリーの一部を記しておりますが、上の段の吹き出しのところの文章3行目に「人生の分かれ道」というところの言葉があります。そこがもともと人生の分岐というような意味合いのものを記しておりましたが、小学生等々が分かりにくいというようなところがちょっと後々の印象の中でありましたので、精査しているところがございます。さらに、漢字表記ですとか英語表記といったところも若干分かりにくさがありましたので、全体のウェブの中での構成を整理しているというところがございます。

次に、40ページ目からになりますが、ここからはそれぞれの人生のロードマップというところでの人生の分かれ道がデザインとして示しているところがございます、それぞれ年を重ねるたびのいろいろな生活の形態があるというところの中に、その下、くらしのヒントというところで、これまでのヒアリング等々の中からお聞きできたくらしのヒントというところの町民の皆さんの声を整理したところがございます。それらについてデザインの仕方、あと文字の大きさ等を工夫しながら改めて再考してきたというところがございます。

構成の全体については、先ほど申し上げたとおり説明の指示等々の内容については変わりございません。以上の計画となります。

この後、今後の作業としましては、前期実施計画として5年間の計画をまとめる作業を現在行っているところがございますので、作業が完了しましたら改めましてご報告いたします。また、ウェブにつきましては今最終調整がほぼ終わりましたが、仮サーバーというところでの作業が一部ありまして、リンクの仕方に不具合が若干今時点でちょっとありますので、そこが整理、整い次第また改めてウェブ上のURLについて後ほどお知らせさせていただきます。

さらに、このウェブのデザインをベースにした冊子版を現在作成中でありまして、ウェブを閲覧できない世帯の方への計画をお示しできるものとして最終作業をしているところでございます。A4版両面で20ページ構成で印刷物を作り、全戸配布をしていくこととしております。

さらに、動画として編集を今しているところでありまして、ビデオ化してご自宅のテレビでも見られるような形をするべきという作業も今しているところでございます。ただ、ウェブと違いまして人生の選択というところでの選択という操作ができないというところだけ、本当にテレビで見るだけのものというところをご了解いただくというところがございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今野田参事のほうから最後のほうでご説明もありましたことについて、関連して質疑をさせていただこうと思っていました。

先ほどちょっと議員の中でも議論があったのですけれども、本来であれば定例会の中で、特にこの総合計画については常任委員会であるとか、特別委員会のようなもので付託をしてということであれば、もっとよりよい審議になったかなというふうにも思いますが、私も第7期のときにも経験していますけれども、そこの違いで言うと常任委員会の所管事務調査の中でも策定の進捗状況であるとか、そういったことについてかなり伺ってられたかなと思います。そういう中で今議員の皆さん、また常任委員会でいうと委員の皆さん、

皆さん内容的にもかなり整理されてきて、いいものになったのではないかなという印象を持っておられると思います。

今日先ほど常任委員会の所管事務調査、先日の部分で報告させていただいた最後のお願いというようなところで1点、動画であるとか、静止画であるとか、電子機器が今回活用される、そういった特徴もあると思いますので、この部分についてそういったものに慣れていない方への対応というのをぜひお願いしたいというところで、野田参事のほうから今もご説明ありましたけれども、冊子版であるとか、動画のビデオ化であるとか、こういった工夫を考えておられるということですので、質疑ということではありませんけれども、改めてそういった工夫について今後をお願いを申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 第8期中頓別町総合計画を定める件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第2号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第2号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第2号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案の1ページをお開き願います。議案第2号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の4ページをお開き願います。改正の要旨、令和2年度に策定しました地域医療提供体制と地域包括ケア体制確立のための基本方針に基づき、国保病院の病床を50床から20床に減床し、合わせて16床の介護医療院を併設、おのこの施設の基準に沿った専門職員の配置が必要となりました。また、南宗谷福祉会による居宅介護支援事業所が閉鎖となったため、国保病院内に設置を行っており、専門員の配置を明確とするものでございます。

地域包括支援センターでは、作業療法士1名の継続的な配置と社会福祉士の確保を目指します。また、子育て世代包括支援センターでは、会計年度任用職員による助産師を配置してございましたが、前年に退職されており、さらなる充実を目指して助産師2名の配置を目指します。

自動車学校の教習指導員は、今まで自衛隊退職者を主体に会計年度任用職員として採用を行ってきましたが、自衛隊の機構改革により採用が難しくなっております。また、高齢者講習等の需要も高まっており、周辺町村からは存続に向けた人件費増額分の負担をいただくことになっており、正職員配置を目指します。

一般職におきましては、総合計画の実行における地域創成、デジタル・トランスフォーメーションの推進、新型コロナウイルスの感染症対策、上下水道の公営企業化及び長寿命化などの特任的業務に人員の配置が必要とされております。

以上のことから、町長部局の定数を80から23名増の103名に変更を行うものです。町長部局の定数増の内訳といたしましては、特任的業務に5名、福祉系専門職に4名、自動車学校専門職に4名、医療系専門職としまして10名の計23名の増員でございます。

詳細につきましては、令和4年2月10日及び3月9日に議員の皆様へ情報提供ということでご説明を行っているところでございます。

続きまして、新旧対照表にて改正の内容をご説明申し上げます。議案3ページをお開き願います。第2条第1項第1号の町長の事務部局の職員80人に対して103人としております。

議案2ページを御覧ください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○7番（星川三喜男君） 今総務課長から説明がありました。今回より2回ほどこの定数条例について説明も受けましたけれども、これから新たに23名定員増という莫大な人数が増えるということで、今までの2回の説明の中にでも5年、10年、15年の、今後のことについての歳出、要するに職員の給料等々の歳出のシミュレーションというのが一切出てこなかったのです。それ5年、10年、15年というようなスパンでの歳出のシミュレーションをしているのかどうか、しているとしたら、それを提出してもらいたいと思

ます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） おっしゃるとおり、5年、10年、15年というふうな明確に区分けしたものは提出してございませんが、先日の資料で職員給与の推計ということで令和4年度、ここを定数を増やした分を見込みまして、その後自動車学校の職員が随時増えてくるところで、それが全部終わった段階ではこのような形になるだろうというふうな推計シミュレーション、それからその後デジタル・トランスフォーメーションの進行によって職員が減少方向に向くだろうというふうな給料シミュレーションの部分についてはお示し申し上げているところでございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） いや、それだけでは今後の町民に対して、23名も職員が増えます。どういう言い訳できるのか。そういったシミュレーションを提出しなければ、23人も増えて今の給料表よりか幾らも多く増えるでしょう。前から私も言っているとおり、職員1人に対して、町民1人に対して定年、そして定年後の年金も町民が負担するのです。それを提示もしないで、職員少ないから23名も増員します、そういう説明では町民は納得しないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の将来に対するご心配については、おっしゃるとおり心配されるのは当然だというふうに思います。まず、定数条例に関しましては、基本的に上限を定めるものであって、この上限を最大限、直ちに職員を採用するというにはならないというふうに考えています。なかなか先が見通せない状況というのもありますけれども、毎年度財政の、特に私は公債費の実質負担比率であるとか、経常収支比率、こういった数値を重視して財政運営をしていかなければならないというふうに考えているところで

参考までに申し上げますと、今実質公債費負担比率については先般令和2年度の状況についてご説明させていただいていると思いますけれども、マイナスの1.5、今全道でもマイナスになっているのは本町を含めて3町村しかありません。そういう状況で大変低い数字を維持しています。あわせて、経常収支比率についても令和2年度で62.6、これも全道でうちよりいいのは泊村だけというような状況で、目安とする65以下を何とか維持しています。今後も少なくともこれらの指標が大きく上がったたりすることがないようにバランスをしっかり取ってやっていかなければならないというふうに思います。その範囲で毎年度コントロールしていきたいというふうに思います。

あと、中長期の状況でありますけれども、今回新たに町有の事業所を設置する等のことでもございまして、今併せて本来できれば一番よかったのかもしれないけれども、できるだけ早く中長期の行財政運営計画を都度見直しはもちろんしているのですけれども、今星川議員がおっしゃったような財政シミュレーションも加えた形でできるような改定に取り

組むというふうにしていきたいというふうに思います。

将来における職員数を増やしていけるという状況では基本的にはないという認識は持っておりますので、その中でこれを上限として運営していきたいということを申し上げたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○7番（星川三喜男君） 町長のご意見は分かりました。私も確かにこの専門職、要するに今後病院を改め、地域医療の包括ケア体制とか介護医療院ですか、介護医療院ということで発車しますので、その分の専門職は、これは必要なのは分かります。

そこで、一般職につきましては、私は今いる職員の中でやりくりをする。小さい町の中であまりにも職員を、一般職を職員が足りないから、こういう事業をやるからこの職員が必要だと、欠けた職員が必要だから採用するのではなくて、私は今いる職員の中でやりくりするのが、職員の英知の結晶を集めて、やっぱり業務をこなしていくのが私は筋だと思います。その中で課長職等々は大変な時間を費やしているのは分かりますけれども、その部分を課長職ではなくて一般職員にこの仕事の分担、それを分かち合って職員が自ら仕事に取り組んでいく姿勢を町民に見せてもらいたいというのが私の願いです。

安易に私は一般職を採用すべきでないということを強く言いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 以前の定数条例の改正のときにも申し上げましたけれども、本町はどうしても職員の採用を停止した期間が長くあって、職員構成がかなりいびつな状況になっていて、一旦職員を育てた上で将来的な削減を、元に戻していくような対応を取らなければならないということをお話申し上げたというふうに思います。

基本的な考え方は決して変わっているわけではありませんけれども、なかなか思うようにいっていないところもございまして、そこは反省しなければならないというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、定数を上げたから直ちに職員を増やして上限いっぱいにするということにならないように最大限努力して運用してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今星川議員からもかなり質疑されていまして、一般職のお話とかもありましたけれども、私も職員定数の一部改正を見て、前回でいうと平成30年のときにも人数でいうと12名増えていて、今回さらに23名ということなので、見たほうも驚きましたし、恐らくこれを定数を考えて、行政のほうも想定以上の部分があったのではないかなと思います。今回の23名増ということで想定される内訳的なものとしては、国の政策的な部分であるとか、DXとか、あと介護医療院の併設に伴うもの、また自動車学校の指導員を定数化して確保していくというような、結構急ぐことだったり、今後の必用に迫られてというところがこの中に含まれているのではないかなというふうに思います。

一般職だけではなくて、加えて今回これはこの部分は町独自の取組ということで、福祉

の充実という点で増員を想定されている部分もあると思います。福祉系の専門職員ということで地域包括支援センターの部分では2名から4名の増員、それと助産師を正職員として2名採用というところで、今急がれているようなほかの部分に加えて増員をする必要性についてやっぱり疑問を感じることもあります、専門職の部分についても。

これまでも保健福祉課のほうで持っているような機能については強化されているというふうに思いますけれども、こういった部分のここまでの成果であるとか、さらに増員をして強化することによる今後見込まれる効果についてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 前回の増やしたときからも含めてのご説明とさせていただければというふうに思いますけれども、まず本町では介護保険がスタートしてから地域包括支援センターについては保健福祉課の既定の職員が併任するような形で運営をしてきております。実質的には、専任職員がいない状態でやってきていたところを保健師であったり、ケアマネジャーというようなところを専任化して、特に高齢者の介護保険、介護の予防も含めて丁寧な対応が取れるような体制にさせていただいているということと併せて、保健師も当時3名でしたけれども、今5名という形を取って、来年度1名減りますけれども、養成中の職員も含めております。なかなか保健師、保健予防に関するサービスがその人数分拡充しているかというところで、現状ではまだまだ至っていないところはあると思いますけれども、改めて健康増進計画の策定を踏まえて、今後そこをしっかりと充実をさせていく必要があるというふうに思っています。

さらに、こういう人口減少地域で医療に係るところでも遠く離れているという中で出産、子育ての不安をなくしていくためにも子育て世代、包括支援センターの中で助産師をしっかりと配置をしていきたい。これは保健師が減員になる分、こちらで子育て支援のほうも移行するような形で拡充をしていきたいというふうに思っております。子育て世代から高齢者、介護を必要とする世代まできめ細かく一人一人に行き届くサービスができる体制を構築をしていきたいというふうな考え方があります。成果としてということと言われると、まだまだこれからというところありますけれども、そういう体制を整えて進めていきたいという考え方にあるということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

午前中は小林町長の答弁で終わってございましたけれども、引き続き小林町長の答弁から始めたいと思います。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどの答弁で数字のところがしっかり説明できていなかったの
で、少し改めて補足をさせていただきたいと思います。

平成27年ぐらいまでは保健師が2人、栄養士が1人、それと包括に保健師が1人とい
う専門職4名でありましたけれども、その後保健師を4名、ほかにケアマネを1名という
ふうにして、その時点で3名増えてきていました。今回4人というのは、一つは包括で社
会福祉士を想定しておりまして、もう一つ既に作業療法士が1人定年して今包括のほうに
配置をしております。その分1名と子育て世代の包括支援センターのところで助産師を2
名という、その4名分を今回増員の内訳としているところであります。

作業療法士の配置については今後新しい事業所のほうに移管するかもしれませんが、そ
こはちょっと流動的なところでは、ありますけれども、内訳としてはそういう内訳で4名
としているところです。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これ
より討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号を採決しま
す。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町職員定数条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決
されました。

◎議案第10号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第10号 令和3年度中頓別町一般会計補正予
算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第10号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算につきまし
て、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） それでは、議案第10号 令和3年度中頓別町一般会計補
正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。令和3年度中頓別町一般会計補正予算。

令和3年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,972万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,642万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、財務会計システム管理事業26万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、住民事務事業267万9,000円、6款農林水産業費、1項農業費、草地整備型公共牧場整備事業1,050万円、8款土木費、2項道路橋梁費、中頓別弥生線交付金事業3,782万8,000円、12款諸支出金、1項特別会計繰出金、特別会計繰出金事業1,480万円をそれぞれ翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰越しの理由でございますが、財務会計システム管理事業につきましては新型コロナウイルス感染症の影響によりまして更新を行う予定の備品が年度内の調達に間に合わないこと、住民事務事業につきましてはマイナンバーカードの転入手続のワンストップ化に係るシステム改修でありまして、昨年末の国の補正予算に伴って補助金が措置されたところであり、年度内の事業完了が見込めないこと、草地整備型公共牧場整備事業につきましても国の補正予算成立に伴い事業を追加するもので年度内の事業完了が見込めないこと、中頓別弥生線交付金事業につきましては一部施工方法を変更したことに伴い資材調達に遅れが生じ年度内の事業完了が見込めないこと、特別会計繰出金につきましては下水道事業特別会計への繰出金となりまして、今年度機械設備や電気設備の更新を進めているところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により関連部品の調達に時間を要し、年度内の事業完了が見込めないことからそれぞれ令和4年度に繰り越して執行するものでございます。

第3表、地方債補正でございます。起債の目的、過疎対策事業債では、限度額を変更前3億7,610万円から変更後3億1,950万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。変更になった事業についてご説明いたします。過疎地域自立促進特別事業の限度額を変更前6,200万円から変更後5,880万円に、森林管理道松麿線開設事業の限度額を変更前1,500万円から変更後1,510万円に、農地耕作条件改善事業の限度額を変更前7,230万円から変更後6,040万円に、中頓別駅向線交付金事業の限度額を変更前4,110万円から変更後3,980万円に、橋梁長寿命化修繕

事業の限度額を変更前840万円から変更後600万円に、中頓別弥生線交付金事業の限度額を変更前3,400万円から変更後2,970万円に、4丁目線整備事業の限度額を変更前1,500万円から変更後1,460万円に、消火栓移設事業の限度額を変更前240万円から変更後220万円に、医療機械器具購入事業の限度額を変更前180万円から変更後140万円に、特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前1,750万円から変更後1,480万円に、草地整備型公共牧場整備事業の限度額を変更前1,940万円から変更後280万円に、中頓別浄水場設備更新事業の限度額を変更前540万円から変更後450万円に、山村交流施設整備事業の限度額を変更前1,000万円から変更後980万円に、給食センター設備更新事業の限度額を変更前240万円から変更後220万円に、町営牧場電気牧柵整備事業の限度額を変更前1,090万円からゼロ円に、高度無線環境整備推進事業の限度額を変更前2,250万円から変更後2,140万円に変更するもので、いずれも事業費の確定、精査によるものでございます。

続きまして、起債の目的、辺地対策事業債では、限度額を変更前3,380万円から変更後3,320万円とするもので、起債の方法、利率等に変動はございません。内容は、林業専用道天北線開設事業の限度額を変更前1,220万円から変更後1,170万円に、秋田原野線交付金事業の限度額を変更前2,160万円から変更後2,150万円に変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。補正予算書の32ページをお開き願います。今回の予算につきましては、多くの款、項、目におきまして人件費、物件費あるいは事業費確定、取りやめに伴い既定予算の精査、不用額の減額、決算見込み等に基づく補正でございます。そのため、減額補正分につきましては詳細の説明を省略をさせていただきますので、ご了承願います。

1款1項1目議会費では、既定額から220万9,000円を減額し、4,814万3,000円とするもので、3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金までいずれも実績見込みに基づく不用額の減額であります。なお、人件費の詳細につきましては86ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額から1,881万円を減額し、5億1,025万円とするものです。追加となったものとしたしましては、人事管理事務事業、35ページ上段のところになりますけれども、4節共済費で全体としては528万9,000円の減額となっておりますが、その内訳、事業主負担金、社会保険料の事業主負担金になりますが、ここで53万1,000円の追加、また18節負担金補助及び交付金でも全体としましては239万5,000円の減額となっておりますけれども、その内訳、退職手当組合事前納付金で52万4,000円の追加計上、いずれも実績見込みによる追加でありまして、それ以外につきましては予算精査による不用額の減額でございます。

2目財政管理費では、既定額から4万5,000円を減額し、1,104万4,000

円とするもので、追加項目は物品管理事業、10節事業費で、庁内で使用するコピー用紙やトナー代など事務消耗品費費用として69万2,000円を追加、その他につきましては実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

36ページになります。3目文書広報費では、既定額から5万2,000円を減額し、312万8,000円とするもので、実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

4目財産管理費では、既定額に59万7,000円を追加し、2,545万9,000円とするもので、役場庁舎維持管理事業、17節備品購入費で庁舎内で使用する職員用ロッカーや机、椅子、書棚の購入費用として74万円を追加、建設設計業務支援事業、12節委託料では不用額の減額でございます。

5目企画費では、既定額から2,354万8,000円を減額し、9,275万1,000円とするもので、37ページ、いきいきふるさと推進事業から41ページ下段、高速ネットワーク通信環境整備推進事業まで、コロナの影響によります事業の中止、延期を含めまして事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

42ページをお開き願います。7目生活安全推進費では、既定額から305万1,000円を減額し、347万8,000円とするもので、生活安全推進事業、自治組織運営支援事業ともにコロナの影響による事業の中止を含め、実績見込みに基づく不用額の減額。

9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額に18万円を追加し、336万4,000円とするもので、天北線バス関連施設維持補修事業、10節需用費で単価上昇に伴い燃料費に不足が生じる見込みでありますことから同額を追加。

10目情報推進費では、既定額に46万2,000円を追加し、1,965万6,000円とするもので、中頓別町電子自治体推進事業、12節委託料で自治体情報のセキュリティー対策に関する国の指針が改定されたことにより更新が必要となったものでありまして、次期セキュリティアクラウド移行に伴うネットワーク設定業務委託料として同額を新規計上。

11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額から760万9,000円を減額し、7,659万7,000円とするもので、入札減を含め、いずれも実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額から10万7,000円を減額し、677万4,000円とするもので、税務事務事業、8節旅費で実績見込みに基づき不用額を減額。

44ページをお開き願います。3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に287万8,000円を追加し、1,804万9,000円とするもので、住民事務事業、12節委託料でマイナンバーカードの転入出手续のワンストップ化に係る住民記録システム改修業務委託料として267万9,000円の新規計上、18節負担金補助及び交付金ではマイナンバーカードの交付事務に伴う負担金として19万9,000円の追加。詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の予算説明資料をご参照願います。

4項選挙費、2目選挙啓発費では、既定額から3,000円を減額し5,000円とす

るもので、10節需用費で不用額の減額。

3目在外選挙費では既定額の2,000円を皆減するもので、11節役務費の郵便料の支出が見込まれないため減額。

4目衆議院議員選挙費では、既定額から67万5,000円を減額し、316万1,000円とするもので、衆議院議員選挙事業、1節報酬から17節備品購入費まで事業費確定に伴う不用額の減額。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額から2万5,000円を減額し、19万6,000円とするもので、経済センサス活動調査において北海道からの委託金が確定したことに伴う予算精査による減額でございます。

46ページでございます。6項1目監査委員費では、既定額から27万8,000円を減額し、94万5,000円とするもので、監査委員事務事業、8節旅費及び18節負担金補助及び交付金で実績見込みに基づく不用額の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、既定額から41万9,000円を減額し、2,983万6,000円とするもので、社会福祉総務事業、3節職員手当等で地域おこし協力隊員に係る住居手当、寒冷地手当、時間外手当に不足が生じる見込みでありますことから5万円を追加、その他8節旅費、12節委託料につきましては不用額の減額、また戦没者追悼平和記念式開催事業、民生委員協議会運営補助事業、地域自殺対策事業につきましてはいずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。詳細につきましては、別に配付しております保健福祉課作成の予算説明資料をご参照願います。

2目老人福祉費では、既定額に379万円を追加し、2億2,367万2,000円とするもので、敬老会開催事業、49ページを御覧いただきまして高齢者等スポーツレクリエーション大会開催事業、養護老人ホーム入所事業まで、事業の中止や実績見込みによる不用額の減額、老人福祉事業では18節負担金補助及び交付金で老人ホーム長寿園の運営補助金として2,068万1,000円を追加、また介護職員や看護職員の人材派遣に対する補助金として558万円を新規計上、合わせまして2,626万1,000円を追加、居宅介護支援事業所運営費助成事業につきましては、事業費の精査による減額でございます。

3目国民年金費では、既定額から2万9,000円を減額し、22万9,000円とするもので、国民年金事務事業、8節旅費、10節需用費ともに実績見込みによる不用額の減額。

4目障害者福祉費では、既定額から98万円を減額し、1億1,327万7,000円とするもので、障害者総合支援給付事業、8節旅費は予算精査による不用額の減額でございますが、19節扶助費で障害者福祉サービス等の報酬単価の改正並びに利用件数の増により250万円を追加、地域生活支援事業では実績見込みによる不用額の減額となっております。

5目災害救助費では、既定額の1,100万円を皆減するもので、災害救助事業において災害見舞金、災害弔慰金、災害貸付金のいずれも支出見込みがないと判断したところでございます。

50ページをお開きいただきまして、6目重度心身障害者特別対策費では、既定額から140万円を減額し、540万4,000円とするもので、重度心身障害者医療給付事業、19節扶助費で実績見込みによる不用額の減額、7目地域福祉対策事業費では、既定額から27万4,000円を減額し、480万5,000円とするもので、緊急通報システム事業、12節委託料で新規申込みがなかったことによる不用額の減額。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、既定額から213万円を減額し、1,470万円とするもので、児童手当支給事業、19節扶助費で対象児童数の減による減額。

4目認定こども園費では、既定額から178万6,000円を減額し、3,458万5,000円とするもので、認定こども園事業、1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

5目地域子育て支援費では、既定額から20万6,000円を減額し、59万8,000円とするもので、地域子育て支援事業、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

52ページをお開きいただきまして、6目放課後児童健全育成費では、既定額から10万円を減額し、673万1,000円とするもので、放課後児童健全育成事業、3節職員手当等で実績見込みによる不用額の減額。

7目こども包括支援費では、既定額から222万円を減額し、561万8,000円とするもので、子ども・子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て世代包括支援センター事業、いずれも事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

9目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費では、既定額から300万円を減額し、1,952万4,000円とするもので、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、19節扶助費で事業の実績に基づく不用額の減額でございます。

54ページをお開きいただきまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額から489万2,000円を減額し、5,184万4,000円とするもので、感染症予防事業、保健予防事業、予防接種事業まで実績見込みによる不用額の減額、新型コロナウイルスワクチン接種事業では費用の対象となる補助金の変更を行うため、12節委託料から18節負担金補助及び交付金に70万円の組替えを行うものでございます。

2目母子衛生費では、既定額から137万円を減額し、209万4,000円とするもので、母子健診事業、57ページ上段、不妊治療費助成事業、いずれも実績見込みによる不用額の減額。

3目環境衛生費では、既定額から279万8,000円を減額し、1億404万7,000円とするもので、環境衛生事業、環境保全活動推進事業ともに予算精査による不用額の減額。

4目墓地火葬場費では、既定額に10万7,000円を追加し、240万5,000円とするもので、墓地火葬場維持管理事業、11節役務費で火葬場に関する町民アンケート実施に要する郵便料として同額を計上するものでございます。

5目病院費では、既定額に6,734万1,000円を追加し、3億8,292万3,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業において国保病院事業会計予算の決算の見通しに合わせまして、18節負担金補助及び交付金、運営事業補助で7,279万6,000円、救急医療費で27万1,000円をそれぞれ追加、研究研修費、過疎債分、単独備品購入、リハビリテーション医療費分、共済追加費用負担分、児童手当分をそれぞれ減額するものでございます。

6目診療所費では、既定額から1,200万円を減額し、1,620万5,000円とするもので、歯科診療所委託事業、12節委託料で事業実績見込みによる不用額の減額。

7目地域保健対策費では、既定額から4万4,000円を減額し、36万7,000円とするもので、地区組織活動事業、8節旅費で実績見込みによる不用額の減額。

8目健康増進費では、既定額から598万7,000円を減額し、689万6,000円とするもので、がん検診事業から59ページ中段になります後期高齢保健事業まで新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止を含めまして、事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

5款労働費、1項1目労働諸費では、既定額から3万8,000円を減額し、2万円とするもので、稚内雇用対策協議会関係事業、8節旅費、10節需用費、18節負担金補助及び交付金で、実績見込みによる不用額の減額。

60ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、既定額から88万2,000円を減額し、200万2,000円とするもので、農業委員会活動促進事業、機構集積支援事業、農業担い手対策事業、いずれも事業実績に基づく予算の精査、不用額の減額でございます。

2目農業振興費では、既定額から3,539万2,000円を減額し、2億1,271万3,000円とするもので、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業から63ページ上段、農地耕作条件改善事業まで新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止を含め事業実績見込みによる不用額の減額。

3目畜産業費では、既定額から567万1,000円を減額し、5,455万2,000円とするもので、追加となった項目といたしましては中頓別町営牧場運営事業、12節委託料で草地維持管理経費等の増加に伴い139万7,000円を追加、その他の事業につきましてはコロナの影響による事業の中止を含め、いずれも事業実績見込みによる減額でございます。

64ページをお開き願います。4目有害鳥獣対策費では、既定額に138万円を追加し、1,878万4,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費で当初の捕獲目標頭数であります500頭に215頭上乗せして捕獲することとしたため132万円を追加、

11節役務費につきましては耐圧検査が不要となったため皆減、12節委託料では捕獲頭数の増に伴い処理施設における処理業務を増加する見込みであることから、人件費相当額として10万円を追加するものでございます。

5目農業者年金費では、既定額から27万3,000円を減額し、3万4,000円とするもので、農業者年金委託事務、8節旅費、10節需用費、18節負担金補助及び交付金、いずれも実績見込みによる不用額を減額。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額から328万4,000円を減額し、4,538万5,000円とするもので、森林管理事業から森林整備・林業振興事業まで一部事業の中止を含め事業実績見込みによる減額。

66ページでございます。2目林道費では、既定額から333万7,000円を減額し、5,259万円とするもので、追加項目としましては道営林道事業、18節負担金補助及び交付金で事業費精査により18万8,000円を追加、その他につきましては事業の確定等による不用額の減額でございます。

7款1項商工費、2目観光費では、既定額から612万1,000円を減額し、9,429万7,000円とするもので、観光協会事業補助、観光振興事業ともに事業実績見込みによる減額。

69ページを御覧いただきまして、中頓別町山村交流施設管理運営事業につきましては、全体として5万4,000円の減額となっておりますが、14節工事請負費の内訳として道の駅合併浄化槽保護工事23万1,000円が追加となっており、冬期間の重機による除雪作業で浄化槽やその配管を破損してしまうおそれがあるため、これを保護するための工事費として計上するものでございます。その他につきましては、コロナの影響による事業の中止や実績見込みによる不用額の減額でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に1,282万9,000円を追加し、1億1,873万4,000円とするもので、除排雪事業、10節需用費で除雪車両の修繕費として300万円を追加、12節委託料で燃料費の高騰や降雪量の増加に伴う出動回数の増などを見込み988万1,000円を追加。詳細につきましては、別に配付しております建設課建設グループ作成の補正予算説明資料をご参照願います。道路維持補修事業につきましては事業実績見込みによる減額、道路照明灯電気料につきましては10節需用費で電気料の不足が見込まれますことから1万8,000円を追加するものでございます。

70ページをお開き願います。2目橋梁維持費では、既定額から5万円を減額し、5万円とするもので、橋梁補修費、10節需用費で事業実績に基づく予算の精査により5万円を減額。

3目道路新設改良費では、既定額から1,801万9,000円を減額し、2億5,248万3,000円とするもので、普通建設事業（単独）から4丁目線整備事業まで、いずれも事業費確定に伴う不用額の減額。

4項公園費、1目旭台公園費では、既定額に1,000円を追加し、21万5,000円とするもので、旭台公園維持管理事業、10節需用費で電気料に不足が生じる見込みであることから同額を追加。

5項住宅費、1目住宅管理費では、既定額から218万4,000円を減額し、2,451万6,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、8節旅費で執行見込みがないため皆減、14節工事請負費では事業費確定による不用額の減額。

2目住宅建設費では、既定額から268万円を減額し、2,066万9,000円とするもので、住宅建設促進事業、18節負担金補助及び交付金で住宅建設に対する助成金の実績がないため240万円を皆減。

73ページ上段になります。危険廃屋解体撤去助成事業では、事業実績見込みにより18節負担金補助及び交付金で28万円を減額。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額から643万7,000円を減額し、1億3,210万3,000円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合の負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、別冊で配付しております令和3年度一般会計予算（別紙内訳）明細書のほうでご説明をいたします。明細書の2ページを御覧いただきたいと思っております。常備消防費、消防本部費で24万6,000円の減額、中頓別支署費では513万8,000円の減額、非常備消防費、中頓別消防団費では89万3,000円を減額、消防施設費、中頓別消防施設費では16万円を減額するものでございます。詳細につきましては、事務事業別にてご説明いたしますので、3ページのほうを御覧いただきたいと思っております。消防本部負担金で、議会費、総務費、消防本部費の予算精査により24万6,000円を減額、消防査察事務及び火災・救助・災害警戒防御業務ではコロナ禍の影響による会議や講習会の受講枠の変更及び中止など2つの事業を合わせまして13万8,000円を減額、救急業務では12節委託料でB型肝炎検査での判定結果から予防接種対象者が少なかったため8万円を減額、救急業務検証事務においてもコロナ禍の影響で検証会の中止など8節旅費で5万5,000円を減額、救急資機材維持管理では10節需用費で高機能感染防止衣、17節備品購入費でそれぞれ見積み合わせの減によりまして事業全体として16万1,000円を減額、救急救命士病院実習事業ではビデオ喉頭鏡病院実習が受講枠から外れたことに伴い、8節旅費、18節負担金補助及び交付金を減額、12節委託料では感染性ウイルス検査の結果予防接種対象者がいなかったことで減額、事業全体の予算精査で41万円を減額しております。消防学校派遣事業では、初任教育、救急科など派遣教育期間がそれぞれ大幅に短縮したことに伴い8節旅費、5ページを御覧いただきまして18節負担金補助及び交付金など予算精査によりまして全体で25万円を減額、消防車両・資機材整備維持管理業務においては、中頓別支署費、中頓別消防団費のそれぞれ17節備品購入費で、消防車両のバッテリー劣化による更新で6万6,000円、6万2,000円をそれぞれ追加計上した一方、中頓別支署費で11節役務費で資機材の点検手数料などの減額、中頓別消防団費では消防車抹消廃棄に伴い修繕

費で10万円、公課費で9万6,000円を減額するなど、これに関連する施設内精査で事業全体として32万円を減額、消防水利維持管理事務では、14節工事請負費で消火栓更新工事に伴う入札減で16万円を減額、消防団訓練指導等事業では、春季消防演習の開催中止に伴い8節旅費、消防団員の費用弁償43万6,000円を減額、消防分団事務では1節報酬、18節負担金補助及び交付金で消防団員の退団に伴う予算精査で合わせて30万円を減額、庁舎・備品維持管理では14節工事請負費、17節備品購入費で見積み合わせの減など事業全体で6万8,000円を減額、7ページでございます。その他グループ内庶務におきましても予算精査による減額が主なものでありまして、3節職員手当等では職員数の変動に伴う精査で158万3,000円を減額、4節共済費では共済組合負担金の算定基礎額が当初見込みを下回り159万円の減額、その他8節旅費から18節負担金補助及び交付金までの精査で事業全体として381万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、補正予算書のほうにお戻りいただきまして、補正予算書の72ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、既定額から11万5,000円を減額し、69万円とするもので、教育委員会事業、8節旅費で9万9,000円、10節需用費で1万6,000円、いずれも予算精査による不用額の減額。

2目事務局費では、既定額から2,083万9,000円を減額し、1億121万3,000円とするもので、外国青年招致事業から75ページ中段、学習習慣育成事業までコロナの影響による事業の中止を含め事業実績見込みによる不用額の減額。

74ページでございます。2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に90万3,000円を追加し、4,348万1,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、10節需用費で同額を追加、灯油や電気料に不足が見込まれますことから追加するものでございます。

2目教育振興費では、既定額から31万7,000円を減額し、239万6,000円とするもので、就学奨励事業、19節扶助費で実績見込みにより23万8,000円を減額、小学校教育振興事業、17節備品購入費で事業費確定により7万9,000円を減額。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額から73万5,000円を減額し、1,673万5,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、11節役務費では校務支援システムに係る通信費に不足が生じる見込みであることから9万円を追加、17節備品購入費につきましては額確定による不用額の減額でございます。

76ページでございます。2目教育振興費では、既定額から57万4,000円を減額し、467万8,000円とするもので、就学奨励事業、19節扶助費で実績見込みにより47万円を減額、中学校教育振興事業、17節備品購入費では事業費確定により10万4,000円を減額。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額から201万7,000円を減額し、808万3,000円とするもので、社会教育推進事業、1節報酬で5万円、7節報償費

で10万円、8節旅費で28万4,000円、いずれも事業実績見込みにより減額、少年教育推進事業、3節職員手当等で会計年度任用職員に係る住宅手当、時間外手当において不足が見込まれますことから14万2,000円を追加、そのほか青年教育推進事業から79ページ上段、夢と希望を感動体験事業までコロナの影響による事業の中止を含めまして事業実績見込みによる不用額の減額でございます。

78ページでございます。2目町民センター費では、既定額から55万円を減額し、1,787万9,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、10節需用費で灯油代高騰による不足見込額85万円を追加、そのほか12節委託料から17節備品購入費まで事業費の確定及び見込みによる不用額の減額。

3目社会教育施設費では、既定額から18万円を減額し、723万8,000円とするもので、郷土資料館及び青少年柔剣道場運営事業、1節報酬で会計年度任用職員の報酬を実績見込みにより20万円を減額、10節需用費では灯油代高騰による不足見込額10万円を追加、14節工事請負費では事業費確定による不用額の減額。

5目創作活動施設費では、既定額から5万円を減額し、45万6,000円とするもので、創作活動施設運営管理事業、10節需用費で燃料費の実績見込みにより同額を減額。

5項保健体育費、2目山村プール費では、既定額から24万円を減額し、204万5,000円とするもので、山村プール運営事業、1節報酬で実績によりプール補助員、清掃員の報酬合わせまして25万円を減額、10節需用費では不足が見込まれます電気料1万円を追加。

80ページでございます。3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額から13万5,000円を減額し、3,555万8,000円とするもので、寿野外レクリエーション施設費、8節旅費で3万5,000円、14節工事請負費で10万円をそれぞれ事業実績見込みにより減額。

4目学校給食費では、既定額から236万円を減額し、1,854万8,000円とするもので、学校給食事業、1節報酬で210万円、3節職員手当等で55万円、4節共済費で45万円それぞれ実績見込みによる減額、10節需用費では灯油代、電気料で不足が見込まれますことから、それぞれ48万円と26万円合わせまして74万円を追加するものでございます。

11款1項公債費、1目元金では、既定額に48万9,000円を追加し、4億3,023万4,000円とするもので、平成22年度に借りました臨時財政対策債の利率見直しに伴い追加するものでございます。なお、借りました元金の償還総額自体は変わるものではございません。

2目利子では、既定額から123万2,000円を減額し、1,342万円とするもので、地方債償還利子として平成22年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び令和2年度借入れ分の利率の確定により減額をしているものでございます。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額から42万7,000円を減額

し、1億8,574万5,000円とするもので、27節繰出金として各会計の決算見込みに基づきまして自動車学校事業特別会計に対しましては827万9,000円を追加、水道事業特別会計から319万3,000円、下水道事業特別会計から268万6,000円、介護保険事業特別会計から282万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

2項基金費、1目畜産振興基金費では、既定額から23万7,000円を減額し、54万9,000円とするもので、基金の利息分2,000円を追加し、特定財源となります。国営草地弥生団地貸付収入分23万9,000円を減額するものでございます。

82ページをお開きいただきまして、2目ふるさと応援寄附基金費では、既定額から68万9,000円を減額し、81万1,000円とするもので、基金の利息1,000円を追加し、今年度の寄附積立で見込額69万円を減額するものでございます。

3目森林環境譲与税基金費では、既定額に3万円を追加し、1,180万9,000円とするもので、基金の利息1,000円と森林環境譲与税分2万9,000円の追加であります。

4目地域活性化基金費では、新規に1億3,077万8,000円を計上するもので、基金の利息6,000円と今年度借入れを行う過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト分5,880万円、さらに過疎、辺地対策事業債の当該年度の借入額の1億円を超える額に係る元利償還金の交付税算入額を差し引いた額、具体的には元利償還金総額の過疎債で30%、辺地債で20%になりますけれども、その額が7,197万2,000円、合わせまして1億3,077万8,000円を追加するものでございます。

5目奨学金等償還支援基金費では、基金の利息1,000円を計上、6目公共施設整備等基金費では基金の利息1万5,000円と5,000万円を合わせました5,001万5,000円を計上、7目減債基金費では基金の利息1万4,000円を計上、8目まちづくり基金費では基金の利息3,000円を計上、9目地域福祉基金費では基金の利息3,000円を計上、10目財政調整基金費では基金の利息1万8,000円を計上、11目天北線代替輸送確保基金費では基金の利息7,000円を計上、12目長寿園施設改修拡張事業基金費では基金の利息7,000円を計上、84ページをお開きいただきまして、13目土地開発基金費では基金の利息1,000円を計上、14目中山間水と土保全基金費では基金の利息1,000円を計上、15目豊かな環境づくり基金費では基金の利息1,000円を計上、16目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費では基金の利息2,000円を計上、17目地方創生基金費では基金の利息5,000円と5,000万円を合わせました5,000万5,000円を計上、これらの積立によりまして一般会計上の基金の総額は42億6,200万5,000円となる見込みでございます。

補正予算書10ページをお開き願います。歳出合計、既定額に9,972万9,000円を追加し、41億1,642万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。歳入全体につきましても歳出同様、収入実績の確定、決算見込みに基づく補正が大部分となっております。12ページをお開き願います。1款町税、1項町民税、1目個人では、既定額に311万円を追加し、7,857万8,000円とするもので、1節現年度課税分で300万円、2節滞納繰越分で11万円をそれぞれ追加、いずれも徴収実績を勘案して補正するものでございます。

2目法人では、既定額から6万1,000円を減額し、700万4,000円とするもので、1節現年度課税分の収入見込みを勘案して減額。

2項1目固定資産税では、既定額から538万4,000円を減額し、5,474万5,000円とするもので、1節現年度課税分で550万円を減額、2節滞納繰越分で11万6,000円を追加、収入見込みを勘案しての補正でございます。

3項1目軽自動車税では、既定額に5万3,000円を追加し、436万7,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案して追加。

2目環境性能割では、既定額に2万8,000円を追加し、7万8,000円とするもので、1節環境性能割で収入見込みを勘案して追加。

4項1目たばこ税では、既定額に114万2,000円を追加し、1,443万7,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての追加。

5項1目入湯税では、既定額に3万9,000円を追加し、55万9,000円とするもので、1節現年度課税分で収入見込みを勘案しての追加でございます。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税では、既定額から160万円を減額し、1,300万円とするもの。

2項1目自動車重量譲与税では、既定額に387万5,000円を追加し、3,800万円とするもの。

3項1目森林環境譲与税では、既定額に2万9,000円を追加し、1,180万8,000円とするもの。

14ページでございます。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金では、既定額に20万円を追加し、25万円とするもの。

6款1項1目法人事業税交付金では、既定額に80万円を追加し、100万円とするもの。

7款1項1目地方消費税交付金では、既定額に1,300万円を追加し、3,500万円とするもの。

8款1項1目自動車税環境性能割交付金では、既定額から300万円を減額し、300万円とするもの。

10款1項1目地方特例交付金では、既定額に141万5,000円を追加し、141万6,000円とするもの。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金では、既定額に74万2,000円を追加し、74万3,000円とするもの。

16 ページをお開きいただきまして、11 款1 項地方交付税、1 目普通交付税では、既定額に6, 105 万1, 000 円を追加し、20 億2, 907 万4, 000 円とするもので、歳出の一般財源に充当。

13 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料では、既定額に5 万円を追加し、38 万円とするもので、1 節放課後子どもプラン利用料で参加児童の増により同額を追加。

3 目衛生使用料では、既定額から1, 200 万円を減額し、1, 275 万1, 000 円とするもので、3 節歯科診療所使用料で同額を減額。

4 目農業使用料では、既定額から34 万3, 000 円を減額し、385 万7, 000 円とするもので、1 節町営牧場使用料で利用頭数の減により同額を減額。

5 目土木使用料では、既定額に568 万8, 000 円を追加し、5, 481 万1, 000 円とするもので、2 節公営住宅使用料から9 節おためし暮らし住宅使用料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加するものでございます。

6 目教育使用料では、既定額から29 万4, 000 円を減額し、36 万6, 000 円とするもので、1 節学校体育館使用料から19 ページ、8 節創作活動施設使用料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加、減額するものでございます。

2 項手数料、1 目総務手数料では、既定額に12 万3, 000 円を追加し、104 万1, 000 円とするもので、1 節戸籍手数料から7 節屋外広告物設置許可手数料まで各節とも収入実績、見込みを基に追加。

3 目農業手数料では、既定額に15 万9, 000 円を追加し、76 万5, 000 円とするもので、1 節現地目証明手数料から3 節有害鳥獣処理手数料まで収入実績、見込みを基に追加するものでございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、既定額に415 万4, 000 円を追加し、6, 574 万6, 000 円とするもので、1 節地方創生推進交付金で歳出の過疎地域における働き方改革プロジェクト事業の実績見込みにより23 万5, 000 円を減額、21 ページ上段を御覧いただきまして、4 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では令和3 年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました国庫補助事業の地方負担額に対する措置といたしまして130 万2, 000 円を追加計上、5 節社会保障・税番号制度交付金では歳出の住民事務事業に充当するもので、個人番号カード交付事業費補助金の額確定によりまして40 万9, 000 円を追加、さらにマイナンバーカードの転入出手続のワンストップ化に係るシステム改修に対する補助金として社会保障・税番号制度システム整備費補助金267 万8, 000 円を新規計上、なお当該補助金に関しましては第2 表でご説明いたしました繰越し明許費事業の財源となるものでございます。

2 目民生費国庫補助金では、既定額から300 万円を減額し、6, 484 万9, 000 円とするもので、4 節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金で対象者の減によりまして同額を減額。

3目衛生費国庫補助金では、既定額から22万円を減額し、1,666万1,000円とするもので、1節保健衛生費補助金で同額を減額、感染症予防事業費国庫補助金で歳出の事業費精査によりまして22万円を減額、また歳出の新型コロナウイルスワクチン接種事業において医療従事者の派遣に係る費用を委託料から補助金に変更したことに伴いまして補助メニューも変更となるため、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金から新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に70万円を振り替えるものでございます。

4目土木費国庫補助金では、既定額から995万3,000円を減額し、1億5,291万9,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金及び2節公営住宅建設事業等補助金、いずれも事業費の確定、実績見込みを勘案しての追加、減額でございます。

5目教育費国庫補助金では、既定額から20万1,000円を減額し、91万8,000円とするもので、1節へき地児童生徒援助費補助金では、事業実績に基づき3,000円を減額、2節特別支援教育就学奨励費補助金は該当者がいなかったため皆減するものでございます。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、既定額から67万4,000円を減額し、335万1,000円とするもので、2節自衛官募集事務委託金で実績見込みにより1,000円の追加、23ページ上段を御覧いただきまして、3節衆議院議員選挙委託金で事業費確定に伴い67万5,000円を減額。

2目民生費委託金では、既定額から2万9,000円を減額し、98万8,000円とするもので、1節国民年金事務委託金で事業費の確定により2万9,000円の減額でございます。

15款道支出金、1項道負担金、2目民生費道負担金では、既定額から562万5,000円を減額し、4,065万1,000円とするもので、2節災害弔慰金負担金、7節災害見舞金負担金で事業実績見込みを勘案して皆減。

2項道補助金、1目総務費補助金では、既定額に20万2,000円を追加し、1,366万円とするもので、1節深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金及び3節北海道移住支援金交付事業費補助金は、事業費の確定、実績見込みにより追加及び減額、2節地域づくり総合交付金は歳出の福祉灯油助成事業に対する交付金として75万円を新規計上。

2目民生費補助金では、既定額に80万5,000円を追加し、1,425万3,000円とするもので、8節地域自殺対策緊急強化事業補助金で、歳出の地域自殺対策事業、こころの相談業務委託に対する補助金として同額を新規計上。

3目衛生費補助金では、既定額に120万円を追加し、326万6,000円とするもので、3節地域づくり総合交付金で歳出の保健予防事業、検診結果の様式の標準化、情報連携を図るためのシステム改修に対する交付金として同額を新規計上。

4目農林業費補助金では、既定額から1,091万9,000円を減額し、1億5,846万1,000円とするもので、1節農業委員会補助金で北海道からの内示額によりま

して17万8,000円を追加、2節造林事業補助金から25ページ中段、16節農業競争力基盤強化特別対策事業補助金まで事業実績による減額、18節地域づくり総合交付金では天北線小規模林道整備事業で事業実績により25万3,000円を減額、エゾシカ緊急対策事業に対する補助金として9万円、また神崎牧場電気牧柵工事に対する補助金として530万円をそれぞれ新規計上、19節鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、目標とするエゾシカの捕獲頭数を追加することに伴い12万円を追加。

6目商工費補助金では、新規に174万6,000円を計上するもので、1節プレミアム付商品券発行事業支援事業費補助金に同額を計上、町が商工会に対し補助して実施いたしましたプレミアム商品券発行事業に対し、コロナ対策として北海道がプレミアム率の一定率に対して補助金が交付されるものでございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額から1万3,000円を減額し、273万2,000円とするもので、1節統計調査事務委託金から27ページ上段、5節在外選挙委託金まで各節とも事業費の確定に伴う追加及び減額。

2目農林業費委託金では、既定額に10万7,000円を追加し、10万8,000円とするもので、2節農業農村整備事業監督等補助業務委託金で同額を計上、歳出の草地整備型公共牧場整備事業実施に係る補助監督業務委託金として新規に計上するものでございます。

4目災害貸付事業委託金では、災害援護資金貸付金の実績がないため、既定額350万円を皆減。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に7万6,000円を追加し、7万7,000円とするもので、歳出で説明のとおり、各基金の利子分を追加計上したものでございます。

2目財産貸付収入では、既定額に87万円を追加し、1,032万6,000円とするもので、1節土地貸付収入から3節施設貸付収入まで、各節とも貸付け実績及び見込みを基に追加及び減額を行うものでございます。

2項財産売払収入、3目生産物売払収入では、既定額に1,035万7,000円を追加し、1,036万3,000円とするもので、1節立木売払収入として北海道電力送電線立木伐採、兵安地区町有林間伐工事及び上駒地区町有林主伐工事に係る素材販売等の代金を追加計上しております。

28ページでございます。17款1項寄附金、1目一般寄附金では、既定額に81万9,000円を追加し、82万円とするもの、2目指定寄附金では既定額から90万円を減額し、160万円とするもので、いずれも寄附金の見込額による追加及び減額でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目地域活性化基金繰入金では、既定額から4万7,000円を減額し、6,936万3,000円とするもので、令和2年度過疎対策事業債及び辺地対策事業債の借入れに係る償還額の確定に伴い減額。

3目まちづくり基金繰入金では、既定額から1,011万2,000円を減額し、1,

488万8,000円とするもので、歳出、企画費の地域づくり活動支援補助事業及び教育費のこれからの学校づくりワークショップ運営委託料の額確定に伴う減額。

4目未来を担うこどもの健全育成と教育の基金繰入金では、既定額から1,348万3,000円を減額し、572万6,000円とするもので、歳出、教育費の英語力育成事業、学習習慣育成事業、夢と希望を感動体験事業の実績見込みにより減額。

5目地方創生基金繰入金では、既定額から1,227万2,000円を減額し、2,963万1,000円とするもので、企業誘致促進事業や酪農振興支援補助金の減額、プレミアム商品券発行事業の財源を道補助金に振り替えたことなどにより減額するものでございます。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額から437万4,000円を減額し、8,003万9,000円とするもので、観光施設や公営住宅、小学校、町民センターなどの社会教育施設など各施設における修繕等の実績に伴う減額でございます。

8目奨学金等償還支援基金繰入金では、既定額から48万9,000円を減額し、143万円とするもので、奨学金等償還支援事業助成金の実績に伴い減額するものでございます。

9目森林環境譲与税基金繰入金では、既定額から47万5,000円を減額し、1,130万4,000円とするもので、森林整備・林業振興事業の実績見込みに伴う減額でございます。

19款1項1目繰越金では、既定額に1億2,253万9,000円を追加し、1億2,254万9,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を計上。

30ページでございます。20款諸収入、6項1目雑入では、既定額に2,151万8,000円を追加し、3,981万3,000円とするもので、各所管の決算見込みによる種々雑多な収入の追加、減額計上でございます。なお、草地畜産基盤整備事業参加者負担金は1,009万9,000円を追加しており、既決予算の一部を合わせました1,050万円が第2表でご説明いたしました繰越明許事業の財源となるものでございます。また、建物災害共済保険は新規に1,311万6,000円を計上しており、過年度における災害共済保険の適用となった者に対する収入でございます。

21款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から5,660万円を減額し、3億1,950万円とするもの、2目辺地対策事業債では既定額から60万円を減額し、3,320万円とするものでございます。

8ページをお開き願います。歳入合計、既定額に9,972万9,000円を追加し、歳入総額を41億1,642万9,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） ここで議場の時計、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 科目ごとの質疑であればそれぞれやろうと思ったので、全体で言われると前のページからやるよりしようがないのだけれども、まず歳入についてちょっと伺います。

歳入の12ページ、町税については本来減額というものはあるべきことではないです。その中で固定資産税だけが大変大きな減額をしております。これ特にどんな理由があったのか、この辺だけまず歳入で教えていただきたいことと、歳出の中でちょっと気になったのが53ページの民生費、扶助費で子育て世帯への臨時特別給付金、これ300万円減額になっているのは当初予定していた223人が193人になったよと、実績であることでこれは分かるのだけれども、しかし30人も人数の違いがある。これ単なる見込み違いと言っていいのかどうか、それであれば問題ないのですけれども、それにしてもちょっと総対数からしたら10%以上の見込み違いというのは大きいので、この辺の押さえ方お願いしたいと思います。

それから、55ページの扶助費の中の予防接種業務委託料、これも300万円からの減額があるのです。特に予防接種の場合も人数を想定したのだけれども、目標率というか、達成率は問題なくてこれだけの減額があったというのであればいいのだけれども、その辺ちょっと理由が分からなかったもので、教えていただきたいと思います。

それから、もう一遍に言っておきますから。57ページの診療所費、歯科診療所費の業務委託料、これ1,200万円減額することは分かっているのですけれども、単なる診療費の減額がこの金額になったのであれば、見込みが大き過ぎたのかなとったりしているのですけれども、歯科診療所との協議がどんな実態でされていたのか、その辺があまりにも差があるので、ちょっと疑問に感じました。理由があれば簡単にお知らせいただきたいと思います。

それともう一つ、今度は畜産業費でちょっと気になりましたのは、63ページで一番最後の草地畜産基盤整備事業参加者負担金が645万円の減額になっています。これは参加した農家が少なかったということなのだろうけれども、この金額もちょっと大き過ぎるのではないかなと、予定より。その内容が分かれば教えてください。

それと、次の65ページでエゾシカが500頭の目標を達成して、さらに215頭を追加したと。これはこれで分かるのですけれども、追加した理由は何なのでしょう。町として500頭では足りないぞ、まだ実態としては捕る必要があるという町側の考え方で追加したのかどうか。この辺ちょっと疑問に思ったのは、場合によっては500頭を超えて捕れてしまったから、その分見えてくれよという話になったのか、その辺はつきり教えてく

ださい。

最後に、69ページの地域おこし協力隊事業の中で総体として535万円が減額されています。これ地域おこし協力隊の募集業務委託料辺りで減額が大きいのです。何でこれ委託料が減額されたのですか。委託料ではなくて、人件費分ということであれば分かるのだけれども、何で委託料がこれだけの金額が減額されたのかお答えいただければと思います。

ちょっと数多くなりましたけれども、これ1回で終わりたいためにそういたしました。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 13ページの固定資産税につきまして、ご答弁申し上げたいと思います。

評価の部分でございますが、今年度3年に1度の評価替えの年であって、減収方向にあったということがまず1点あります。特に償却資産の減額分が非常に大きかったというふうに聞いております。それから、企業の撤退といいますが、ちょっと大きかったものが1社全くななくなっているというところがあるのと、もう一点は新型コロナの減免分がございます。今のところ確認しているところでは申請件数4件ということで、74万3,000円ほどが固定資産税の減免となっております。これにつきましては、交付税のほうで算定されるという見込みになっているということでございます。

以上です。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 私のほうからは、53ページの下段にあります子育て世帯への臨時特別給付金事業の関係でご回答いたします。

まず、300万円減額ということなのですが、こちら223名見ていた数字なのですがけれども、当初の段階で中学生以下の人数を1割増しの人数で補助申請してということで当初から言われておまして、それで人数が多くなっているという状況であります。

あともう一点なのですが、57ページの歯科診療所の関係なのですが、こちらは2,400万円ということですずっと変わらず今まで当初見込んできていたところもありまして、今東海林議員がおっしゃったとおり実績もそれほどないということもありますので、実績に応じた数字を基に予算を今度組んでいきたいかなというふうに思っております。診療報酬としましても1,000万円前後ということで、今年度についてもそのぐらいの見込みとなっております。

以上です。

○議長（村山義明君） 山田保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（山田美緒子君） 予防接種についてお答えしたいと思います。

ここで掲げています予防接種に関しては、予防接種委託料はほとんど子供の予防接種で、ほぼ100%近い子供たちが受けていらっしゃるのですけれども、実際のところ例えば子供の人数を1年間15人と見込んでいたところが10人だったりだとかということの積み

重ねが1人4回、5回という接種になるので、ちょっと見込みが大きかったのかなということが一つありましたのと、あと成人の麻疹、風疹の予防接種、抗体価検査を行って、その後必要な人には風疹の予防接種を行うという形になっておりますが、実際3年連続をしていて受けていなかった人が対象になるということなのですけれども、かなり減ってきましたので、ここでも若干見込みが大きかったということで予算減につながったこと、あともう一つは子宮頸がんの予防接種が本年度まで積極的勧奨をしていなかったもので、接種が多くはなっていないということがあります。来年度以降は積極的勧奨をしながらということをご想定しておりますので、ここも若干増えていくことを想定しておりました。

以上です。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 私のほうから63ページ、畜産業費の部分でまず草地整備型公共整備事業に係る負担金の減額の部分でございますが、これにつきましては道営の事業に対する負担金でございます、それは宗谷総合振興局が発注する事業の部分の25%相当に当たる負担金を支出することになるわけですが、令和3年度におきましては松音知地区に予定しておりました哺育育成預託センターの整備を、堆肥舎を造る予定をしておりましたが、振興局の発注ができなかったということで、落札し切れなかったということで、その分の事業費が落ちたということで負担金が下がってきているということになります。

もう一点、65ページの有害鳥獣対策費の部分でございますが、エゾシカの部分を増加させていただいておりますが、これにつきましては1月中旬から寿、弥生地区に、国道沿いにエゾシカの出現が多くなりまして、特に寿スキー場の近くでエゾシカが群れになって出てきているという状況がありました。それで、スキー場の近くということで非常にスキー客の危険性もあるし、国道沿いということで交通事故が発生する可能性が極めて高いという判断をさせていただいて、その部分を捕獲を推進しようということで、猟友会のほうにもお願いして捕獲頭数を急遽増加させていただいたところでもあります。この部分については、今年だけの問題なのか、今後も冬の間突然大量に出てくるものなのかというのはちょっと正直まだつかめていないという状況ですので、今後増やしていくかどうかというのは、その状況を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 私のほうから69ページの地域おこし協力隊の経費のことについてお答えいたします。

観光のほうでは、地域おこし協力隊を活用して事業をしているところですが、令和3年度に退任する隊員がおりまして、そこに対する募集ということで準備をしていたところですが、卒業する隊員がそのままビューローに就職することになりまして、募集をかけていないということでございました。それで、協力隊の募集につきましては、なかなか協力隊を募集しても見つけることが今難しいという状況がこの数年も続いておりま

して、それで国のほうも特別交付税のほうで募集経費を措置をしてくれておりまして、この経費を使って募集をしていいということになっておりますので、そういうことで予算組みをしているところでございました。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） たくさん質問しまして、適切な答弁をいただいたと思います。

ただ、1つだけ疑問に思ったのは、実績だからといって半額ぐらいに減らすとか、これ特に私心配しているのは、歯科診療所がうまく今後も運営していただけるようになるためには、それ相応の歯科診療所の先生方にとってもしやすい環境をつくってほしいと思っています。ですから、これ状況として町がこのぐらいは診療報酬見られるだろうという期待はあったと思うのだけれども、できるだけ予算編成に当たっては当事者の先生方とよく相談して組んでいただければと思います。

それと、私町長に言いたかったのは、予算を減額するというのはいろんな意味で節減があつたりして、皆さんの努力で減額される、その部分については大変敬意を表するわけだけれども、結局は仕事をできなくて減額するというのはなるべく避けなければならない状況で、その辺予算を要求する側にとっては場合によっては、議会に対する予算要求も大変な思いをして予算確定をしたわけですから、それが万度に活用できるような努力をしていただければと思います。決して無駄な支出はしなくてもいいのですけれども、算定に当たっては適正な数値を鋭意努力して出していただくことが減額も小さな幅で済むのではないかと思うので、今後ともそういった努力をお願いしたいと思います。

非常に長い質問で、ありがとうございました。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 東海林議員の付随して65ページの有害駆除なのですけれども、今年は私、ハンターとしたら1月、2月これだけの頭数を捕るということはまずなかったと思います。それで、調べてみたら1月半ばの雪が山に降って、鹿が餌がなくなって下りてきたみたいというのをちょっと聞いたのですけれども、駆除したのはいいのですけれども、振興公社の2トンですか、トラックなのですけれども、私も冬あまりやっていないもので、トラックに来てもらったらやっぱり2トン車なので、2トン車の2WDだから、要するにすぐ雪のところではまってしまうのです。それで、お願いしたいのは4駆のトラック、これから本当に冬やるのであれば、私は知らなかったです、ちょっと深雪に入ったらすぐはまってしまう。今年は私初めて冬、1月、2月、五、六十捕ったのですけれども、ちょっと見てみたらそういう体制なので、お願いしたいのはあのトラックを4駆のトラックに替えることできないのか、ちょっと平中課長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 細谷さん、お願いはやめてください。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） トラックにつきましては、あの施設を整備するときに国の補

助金を入れさせていただいて導入をさせていただいているというところであります。もともと施設を整備するときにも冬の間はさほど頭数がないというか、もともと冬の間は稼働は考えていない状態の中でスタートをしている計画でございました。そのため2駆ということで進めておりましたが、だんだんやはり鹿の駆除頭数が冬のほうも出てきて、特に今年はこんなことは私自身も初めてで、これだけ冬の1月、2月に大量に鹿が現れて捕獲してきたということはなかなかなかったということで、ちょっと想定外な部分はございました。今後このような状況が続くということになってくると、考えなければいけないのかなというふうには思いますが、今後の鹿の推移等を見ながらちょっと内部でも含めて検討はさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 令和3年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第11号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第11号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） よろしくお願ひいたします。議案第11号 令和3年度

中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ209万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ5,669万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

今回の補正は、自動車学校全体予算に関し、おおむね各節において精査し、執行額が確定したことに伴い、減額及び追加補正を行うものです。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に209万1,000円を追加し、5,669万5,000円とするものです。2節給料で一般職給料、定期昇給分で1万円の追加、3節職員手当等では178万3,000円の追加、住居手当では所得による住宅料の改定により一般職2万6,000円の追加、会計年度任用職員4万3,000円の減、繁忙期の教習時間の延長、12月、1月の降雪、吹雪による早朝のコース除雪回数が多かったため、時間外手当を一般職29万7,000円、会計年度任用職員147万9,000円の追加となっております。4節共済費では共済組合負担金、社会保険料、雇用保険料、労働保険料等の実績見込みにより42万3,000円の減額、8節旅費では新型コロナウイルスによる会議、講習会等の中止により9万3,000円の減額、10節需用費では車両燃料費、光熱費の高騰により80万円の追加、11節役務費では口座振替及び窓口収納手数料により新たに1万円の計上、その他の項目については金額確定によりそれぞれ減額、追加となり、役務費全体で2万2,000円の減額、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費までは、執行額確定による減額であります。26節公課費では、消費税納付金の増により12万5,000円の追加。

6ページをお開きください。6ページ、歳出合計、既定額に209万1,000円を追加し、5,669万5,000円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項1目自動車学校使用料では、既定額より617万3,000円を減額し、2,528万9,000円とするものです。普通車教習生の入校を84名としておりましたが、69名となり、15名の減、目標とする人数には達することができませんでした。また、大特車の入校は38名の入校予定に対し39名となり1名の増となりました。今後も入校生確保に向け、各種キャンペーン、事業所訪問等を実施し、入校生確保に向け努力いたします。

2款繰越金、1項1目繰越金では、前年度繰越金の額の確定により既定額に9万9,0

00円を追加計上するものです。

3款諸収入、1項1目雑入では、雇用保険個人負担料のほか各項目ごとに精査し、減額、追加となり、総体で11万4,000円の減額となりました。特に公安委員会指定で行っております高齢運転者講習、当自動車学校が独自に行う認定講習は、当初見込みで618名としておりましたが、607名と11名の減となり、6万7,000円の減となりました。今後も高齢者講習の受講者は増加傾向にあり、希望に沿った講習を開催していきたいと考えております。

4款繰入金、1項1目繰入金では、既定額に827万9,000円を追加し、2,464万7,000円とするもので、一般会計からの繰入れ分であります。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に209万1,000円を追加し、5,669万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和3年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（村山義明君） 日程第16、議案第12号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第12号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願ひいたします。議案第12号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページ目をお開きください。総則、第1条、令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額より4,326万4,000円を減額し、5億9,263万円とするものです。病院事業費用では、既決予定額より4,326万4,000円を減額し、5億9,263万円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額より125万1,000円を減額し、2,631万7,000円とするものです。資本的支出につきましては、既決予定額より136万6,000円を減額し、4,763万8,000円とするものです。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額2,132万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

次ですが、企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的に変更はなく、病院事業の医療器械購入事業の起債の確定による限度額の変更であります。限度額200万円を150万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次、他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に6,781万8,000円を追加して、3億9,284万8,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額、第6条、予算第9条に定めた棚卸資産購入限度額を次のとおり補正する。棚卸資産購入限度額を既決予定額より1,231万4,000円を減額して、4,375万3,000円とするものです。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明申し上げます。17ページをお開き願います。また、別に配付してございます補足説明資料の4ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、既決予定額より3,502万1,000円を減額し、3億9,598万9,000円とするもので、給料で744万2,000円の減額は看護師の育児休暇の延長及び会計年度任用職員フル、パートの任用確定に伴い実績見込みによる減額でございます。手当で1,692万5,000円、報酬で400万2,000円、法定福利費で665万2,000円の減額については、実績見込みに基づく予算の精査であります。給与費の明細につきましては、7ページから14ページまでに掲載しておりますので、ご参照願います。

2目材料費では、既決予定額より1,241万4,000円を減額し、3,974万8,000円とするもので、薬品費で1,271万4,000円の減額は、診療に伴う執行状況及び患者数の減を勘案しての減額、給食材料費で30万円の追加は主に備蓄品の期限切れによる入替え及び備蓄量を増やしたことに伴う不足見込額の追加計上であります。

3目経費では、既決予定額に77万2,000円を追加し、9,259万8,000円とするもので、そのほとんどが実績及び見込みに関わる予算の精査、不用額の減額でありますので、追加項目のみご説明いたします。職員被服費は、対象者の増に伴い5万円の追加、光熱水費は医師住宅及び派遣職員用住宅の利用増に伴い電気料12万1,000円の追加、燃料費では燃料単価高騰及び使用見込みにより63万2,000円の追加、委託料では洗濯業務、日当直医師紹介業務委託料は件数増加に伴う追加、通所リハビリ送迎業務を委託したことによる新規計上で59万7,000円を追加するものであります。

19ページをお開き願います。また、補足説明資料の5ページを御覧願います。4目減価償却費につきましては、既決予定額に339万9,000円を追加し、4,029万9,000円とするもので、建物及び機械備品、車両の減価償却費再計算により減額及び追加するものであります。

5目資産減耗費につきましては、既決予定額に37万2,000円を追加して、52万2,000円とするもので、期限切れの薬品の減耗及び老朽化に伴い更新した不用機器の処分に伴う減耗費であります。

6目研究研修費では、既決予定額より145万円を減額し、75万円とするもので、図書費、旅費、研究雑費ともに新型コロナウイルス感染症の関係により研修機会が大幅に減ったことに伴う不用額の減額であります。

2項介護保険事業費用、1目、既決予定額に108万3,000円を追加し、1,977万8,000円とするもので、給与費で115万7,000円の追加はケアマネジャーの実績見込みによる給料及び手当、報酬、法定福利費に追加するものであります。

3目経費では、既決予定額より7万4,000円を減額し、157万9,000円とするもので、旅費交通費、保険料にて実績見込みによる不用額の減額であります。

3項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、既決予定額より4,000円を減額し、53万6,000円とするもので、企業債利息の額の確定による減額であります。

4目医師看護師養成費、1,000円を皆減するもので、実績見込みがないことに伴う皆減であります。

続きまして、収益的収支の収入をご説明申し上げます。15ページをお開き願います。また、補足説明資料の1ページを御覧願います。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、既決予定額より4,490万5,000円を減額し、8,540万円とするもので、入院数の減少に伴い減額するものです。

2目外来収益では、既決予定額より7,195万円を減額して、6,517万円とするもので、外来患者数の減少に伴う減額であります。

3目その他医業収益では、既決予定額に476万2,000円を追加し、3,373万円とするもので、コロナワクチン接種等の増加による公衆衛生活動収益の増、コロナ感染症拡大防止に伴う健診受入れの抑制に伴う医業相談収益の減、健康診断診断書発行数の減少による文書料の減、長期入院患者の減少による一部自己負担の減少によるその他医業収

益の減となっております。

4目他会計負担金は、既決予定額に27万1,000円を追加し、3,248万6,000円とするもので、救急医療分の額確定に伴う追加計上であります。

2項介護保険事業収益、1目訪問看護収益は、既決予定額より78万3,000円を減額し、41万7,000円とするもので、利用者の減少に伴う減額であります。

2目通所リハビリ収益は、既決予定額より77万5,000円を追加し、400万9,000円とするもので、利用者の増加に伴う増額であります。

3目居宅事業所収益は、既決予定額に131万4,000円を追加し、717万4,000円とするもので、見込みより利用者数が増えたことに伴う追加であります。

5目他会計補助金は、既決予定額より22万3,000円を減額し、817万7,000円とするもので、実績見込みによる運営費補助金22万3,000円の減額であります。

3項医業外収益、1目受取利息配当金は、既決予定額より4万8,000円を減額し、2,000円とするもので、預金利息の実績見込みによる減額となっております。

2目他会計補助金は、既決予定額に177万7,000円を追加し、2,563万2,000円とするもので、共済追加費用負担分、児童手当分の額確定に伴う減額及び研究研修費分の実績見込みに伴う減額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金分を他会計負担金から振り替えたことによる新規計上であります。

3目他会計負担金は、既決予定額に6,646万3,000円を追加し、3億387万1,000円とするもので、リハビリテーション医療分の見込みによる減額、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金分の振替に伴う減額、運営費補助金の見込みに伴う追加計上であります。

4目患者外給食収益は、既決予定額に4万2,000円を追加し、58万2,000円とするもので、給食利用者の増による患者外給食代の追加になります。

6目その他医業外収益は、既決予定額より1万7,000円を減額し、132万9,000円とするもので、その他入院分の減額であります。

7目国庫補助金は、既決予定額より74万2,000円を減額し、416万4,000円とするもので、医師招聘費用や日当直の診療応援医師に関わる補助金、国民健康保険特別調整交付金の額確定に伴う減額であります。

病院事業収益総額では4,326万4,000円を減額して、5億9,263万円として収入支出のバランスを取っております。

続きまして、資本的収支の支出をご説明申し上げます。23ページを御覧ください。補足説明資料では6ページになります。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費では、既決予定額より136万6,000円を減額し、3,914万5,000円とするもので、機械備品購入費で、その全てが医療機械の入札、見積り合わせによる不用額の減額であります。

次に、資本的収支の収入をご説明申し上げます。21ページを御覧ください。補足説明

資料では6ページになります。1款資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金では、既決予定額より28万1,000円を減額し、213万5,000円とするもので、医療機械購入に関わる補助金、直営診療施設整備補助金及びオンライン資格認証システム整備補助金の額確定に伴う減額であります。

2項負担金交付金、1目一般会計負担金では、既決予定額より47万円を減額し、2,268万2,000円とするもので、単独備品費の対象機器の額確定及び過疎債の額確定に伴い負担金を減額するものです。

3項企業債につきましては、既決予定額より50万円を減額し、150万円とするもので、詳細は過疎債で説明いたしましたので、省略させていただきます。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額であります2,132万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

予定貸借対照表については3ページに、またキャッシュフロー計算書は5ページに添付しましたので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和3年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第13号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第13号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第13号 令和3年度中頓別町水道事業特別

会計補正予算についてご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ901万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億579万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、水道事業債の限度額を変更前1,880万円から変更後1,350万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたします。公営企業会計法適用事業の限度額を変更前1,330万円から変更後900万円に、簡易水道等施設整備費国庫補助事業の限度額を変更前550万円から変更後450万円に変更するもので、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額から901万5,000円を減額し、6,494万9,000円とするもので、3節職員手当等では住居手当の支給額の変更により不足する額について5万円の追加、8節旅費については新型コロナウイルス感染症対策により会議等が書面開催または中止になったことなどから10万円を減額するものでございます。10節需用費では量水器の購入について台数が確定したことから9万3,000円の減額、燃料費については主に浄水場の暖房用の燃料について単価の高騰により不足する分12万円を追加、電気料については配水量が増加していることや、漏水により送水ポンプ等の稼働時間が多くなったことなどから不足する分について追加するものでございます。12節委託料では、漏水管の調査委託料について調査の対象となる漏水がなかったことから30万円を、水道量水器検針委託料については1か月検針を実施できなかったことから7万円をそれぞれ減額するものでございます。中頓別浄水場設備更新実施設計業務委託料の245万円と簡易水道事業法適用化支援業務委託料の424万6,000円については、事業費の確定により執行残としてそれぞれ減額するものでございます。14節工事請負費のうち配水管布設工事について、道道中頓別停車場線道路改良工事の実施がなかったことから100万円を、町道水道管移設工事では町道駅向線交付金工事及び町道秋田原野線交付金工事で水道管の移設を要さなかったため不用となりました100万円をそれぞれ皆減とするものでございます。量水器取替え工事については、工事が完

了したことにより執行残となった7万1,000円について減額するものでございます。

17 備品購入費では、兵安ポンプ室非常用発電機用消化器購入で執行残となりました2万2,000円を減額、26 節公課費では水道事業特別会計消費税について令和3年度の確定申告による納付額の確定により不足する額2万7,000円について追加するものでございます。

2 項公債費、2 目利子につきて、既定額に2,000円を追加し、566万5,000円とするも、22 節償還金利子及び割引料について長期債償還利子の額確定により不足する額を追加するものとなります。

8 ページをお開き願います。歳出合計、既定額から901万3,000円を減額し、1億579万5,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10 ページをお開きください。2 款国庫支出金、1 項国庫支出金、1 目水道事業費国庫支出金につきては、既定額から520万円を減額し、245万3,000円とするもので、簡易水道等施設整備費国庫補助金につきては歳出でご説明いたしました中頓別浄水場設備更新実施設計業務委託料の事業費確定により減額するものでございます。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金につきては、既定額から319万3,000円を減額し、3,336万4,000円とするもので、一般会計繰入金について減額するものでございます。

6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債では、既定額から530万円を減額し、1,350万円とするもので、地方債補正でも説明させていただきましたが、公営企業会計法適用事業で430万円、簡易水道等施設整備費国庫補助事業で100万円を事業費の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

6 ページをお開きください。歳入合計、既定額から901万3,000円を減額し、1億579万5,000円とするものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和3年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり

可決されました。

◎議案第14号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第14号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第14号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは続きまして、議案第14号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和3年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,307万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,902万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

4 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費は、1款下水道費、1項総務管理費、特定環境保全公共下水道事業整備事業6,413万円を翌年度に繰り越して執行するものでございます。繰越しの理由でございますが、令和3年度実施しております下水道管理センターほか電気、機械整備更新工事のうち汚泥脱水機長寿命化工事について制御盤の一部の機器が新型コロナウイルス感染症の影響による半導体不足により部品の供給が遅れており、年度内の納品が見込めないことから令和4年度に繰り越して執行するものでございます。

第3表、地方債補正、下水道事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、下水道事業債の限度額を変更前2,840万円から変更後2,280万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更になった事業についてご説明いたし

ます。特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前2,000万円から変更後1,720万円に、公営企業会計法適用事業の限度額を変更前840万円から変更後560万円に変更するもので、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額から1,307万3,000円を減額し、1億790万5,000円とするもので、8節旅費では普通旅費について新型コロナウイルス感染症対策のため予定していた会議が書面開催や中止となったことから8万円を減額するものでございます。12節委託料では、下水道管理センター外電気・機械設備工事重点施工管理委託料で147万円、下水道管理センター外機器更新単価策定委託料で200万円、特定環境保全公共下水道事業全体計画・事業計画更新業務委託料で29万2,000円、特定環境保全公共下水道事業法適用化支援業務委託料で284万9,000円をそれぞれ事業費の確定による執行残について減額するもので、委託料全体で661万1,000円の減額となります。14節工事請負費では、下水道管理センター外電気・機械設備更新工事について事業費確定により執行残となる640万円を減額するものでございます。26節公課費では、下水道事業会計消費税について令和3年度の確定申告による納付額の確定により不足する額1万8,000円について追加するものでございます。

8ページをお開き願います。歳出合計、既定額から1,307万3,000円を減額し、1億5,902万8,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業費国庫支出金では、既定額から478万7,000円を減額し、3,671万3,000円とするもので、社会資本整備総合交付金について事業費の確定により減額するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額から268万6,000円を減額し、7,063万9,000円とするもので、一般会計繰入金のうち過疎対策事業債分を事業費の確定により減額するものでございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債では、既定額から560万円を減額し、2,280万円とするもので、地方債補正で説明させていただきましたが、特定環境保全公共下水道整備事業及び公営企業会計法適用事業の事業費確定によりそれぞれ280万円を減額するものでございます。

6ページをお開きください。歳入合計、既定額から1,307万3,000円を減額し、1億5,902万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和3年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長(村山義明君) 日程第19、議案第15号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第15号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長(相馬正志君) 議案第15号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。令和3年度中頓別町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ437万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,218万5,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月14日提出、中頓別町長。

初めに、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費では、既定額から350万円を減額し、2,016万6,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス短期入所生活介護で150万円の減額、居宅介護サービス給付費訪問介護で200万円を減額し、いずれも実績見込みにより減額するものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費では、既定額に200万円を追加し、1,300万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で地域密着型介護サービス通所介護において、通所介護の利用者の増加に伴い予算額に不足が生じ、追加するものであります。

3目施設介護サービス給付費では、既定額から400万円を減額し、1億1,778万

円とするもので、18節負担金補助及び交付金で施設介護サービス給付費介護老人福祉施設において当初の見込みより利用者が減少したことにより減額するものであります。

6目居宅介護サービス計画給付費では、既定額に40万円を追加し、690万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で居宅介護サービス計画給付費においてケアプランの作成した件数の増加により追加するものであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、既定額から37万円を減額し、216万2,000円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防通所リハビリテーションにおいて実績見込みにより減額するものであります。

2目介護予防サービス計画給付費では、既定額に10万円を追加し、64万円とするもので、18節負担金補助及び交付金で介護予防サービス計画給付費において介護予防のケアプランの作成した件数が増加したため追加するものであります。

12ページをお開きください。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、既定額に100万円を追加し、1,213万3,000円とするもので、22節償還金利子及び割引料で支払基金交付金の返還金が生じたことにより追加計上するものであります。

6ページをお開きください。歳出既定額から437万円を減額し、2億2,218万5,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では、既定額から50万円を減額し、3,461万1,000円とするもので、1節現年度分特別徴収保険料において昨年7月の本算定以降における被保険者の増減に伴い保険料を減額するものであります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金では、既定額から14万3,000円を減額し、520万7,000円とするもので、1節認定審査会共同設置負担金で介護認定審査会の共同設置負担金の額の確定に伴い負担金を減額するものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では、既定額に90万円を減額し、2,925万1,000円とするもので、1節現年度分の標準給付費の収入見込みにより減額するものであります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額から282万7,000円を減額し、3,097万5,000円とするもので、1節介護給付費繰入金の準備給付費及び4節その他繰入金の事務費繰入金で歳出予算の減額に合わせて繰入金を減額するものであります。

4ページをお開き願います。歳入、既定額から437万円を減額し、2億2,218万5,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和3年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(村山義明君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 本日はこれにて散会いたします。

なお、明日3月15日は午前10時から会議を再開して、令和4年度町政執行方針から審議を行います。

今日は、ご苦勞さまでした。

(午後 3時31分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員